

第3次山梨県子ども読書活動
推進実施計画

平成29年3月
山梨県教育委員会

目 次

第1章 第3次実施計画の策定にあたって	1
1 はじめに	1
2 計画策定の背景と趣旨	1
(1) 第3次実施計画策定までの経緯	
(2) 実施計画の性格	
(3) 国の動向	
(4) 新やまなしの教育振興プラン	
3 第3次実施計画の期間	3
4 子どもの読書活動の現状	3
5 第2次実施計画期間における取組	4
(1) 第2次実施計画期間における実施目標	
(2) 第2次実施計画期間における取組	
6 第2次実施計画期間における成果と課題.....	16
第2章 実施目標	17
1 基本的な考え方	17
2 実施目標	17
第3章 子どもの読書活動推進のための具体的方策	19
1 家庭における子どもの読書活動の推進	19
(1) 家庭で読書活動を推進することの意義と役割	
(2) 具体的な取組	
(3) 関連する県の事業（家庭）	
2 地域における子どもの読書活動の推進	22
(1) 地域における子どもの読書活動の推進と役割	
(2) 具体的な取組	
(3) 関連する県の事業（地域）	
3 図書館における子どもの読書活動の推進	23
【県立図書館】	24
(1) 県立図書館における子どもの読書活動の推進と役割	
(2) 具体的な取組	
【市町村立図書館】	27
(1) 市町村立図書館における子どもの読書活動の推進と役割	

(2) 具体的な取組	
(3) 関連する県の事業（図書館）	
4 学校等における子どもの読書活動の推進	30
【幼稚園・保育所、認定こども園等】	30
(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等における子どもの読書活動の推進と役割	
(2) 具体的な取組	
(3) 関連する県の事業（幼稚園、保育所、認定こども園等）	
【学校】	32
(1) 学校における子どもの読書活動の推進と役割	
(2) 具体的な取組	
(3) 関連する県の事業（学校）	
5 子どもの読書活動推進のための普及・啓発	34
(1) 広報・啓発	
(2) 各種情報の収集と提供	
(3) 読書環境の整備	
(4) 具体的な取組	
(5) 関連する県の事業（普及・啓発）	
第4章 推進体制の整備	36
1 子ども読書支援センターの機能強化	36
2 諸機関の連携・協力の強化	36
3 市町村における推進体制の整備と支援	37
4 計画の進行管理	37
5 数値目標	37
関連する県の事業一覧	38
第3次山梨県子ども読書活動推進実施計画体系図	41
資料集	42
1 文字・活字文化振興法	
2 子どもの読書活動の推進に関する法律	
3 山梨県内公立図書館などのデータ	
4 山梨県内学校図書館などのデータ	
5 山梨県子ども読書活動推進会議設置要綱	

第1章 第3次実施計画の策定にあたって

1 はじめに

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」¹第2条）です。乳幼児期の読み聞かせ体験は言葉を学ぶだけでなく、保護者の声や抱かれた肌のぬくもりを通して愛情を感じ取り、情緒の安定を得るとともに、その楽しさを読み手と共有することで、非言語のコミュニケーション能力を身に付けていく効果を持ちます。そして、成長するにつれ、物語の中の主人公と自分を重ねて楽しむ読書から、主人公と自分を分け、物語を客観的に見つめる読書になっていきます。やがて、読書体験と自分の実体験とを照らし合わせ、比べたり、重ねたりすることで、自分の知識や経験が社会の中でどのような意味を持つのか等を理解することになるでしょう。子どもの読書活動は、子どもが成長していく上で欠くことができない大きな意味を持っているといえます。

以上のように、子どもの読書活動には、非常に重要な意義があることから、社会全体で子どもの読書活動を推進していこうとする取組が始まりました。この「第3次山梨県子ども読書活動推進実施計画」（以下、「第3次実施計画」という）は、このような動きの中で、「第2次山梨県子ども読書活動推進実施計画」（以下、「第2次実施計画」という）の成果と課題に基づき、さらに充実した子どもの読書活動を推進していくために策定しました。

山梨県の将来を担う子どもたちのために、大人たちも率先して読書活動を行い、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができる環境を整えられるよう、社会全体で取り組んでいくことを願います。

2 計画策定の背景と趣旨

（1）第3次実施計画策定までの経緯

本県においては、平成17年3月に「山梨県子ども読書活動推進実施計画（第1次）」を策定し、その後、平成24年3月に第2次実施計画を策定しました。市町村においても、実施計画の策定が進んできました。その間には、新県立図書館が開館し、子ども読書支援センター²が設置される等、一貫して県内の子どもの読書活動の推進が図られてきました。

本年度（平成28年度）で県の第2次実施計画策定から5年が経過することとなり、また、国の「（第三次）子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画³」が策定されたことを受けて、県の第2次実施計画における取組を振り返り、新たな課題を整理し、今後の基本的方策を示すべく第3次実施計画を策定することとなりました。

（2）実施計画の性格

第3次実施計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく計画

¹ 子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにした法律。ここでいう「子ども」とは、概ね18歳以下の者をいう。

² 山梨県立図書館内に設置され、子どもの読書活動の推進を図る拠点となるもの。読書推進プログラムの開発や情報提供、研修会等を通じた人材育成等7つの機能を展開している。

³ 文部科学省HP参照。 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/05/1335078.htm

です。国の「(第三次)子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」と「やまなし教育大綱⁴」及び「新やまなしの教育振興プラン⁵」を指針とし、第2次実施計画の取組の成果と課題を踏まえ、本県における子どもの読書活動の推進に関する施策や取組の方向を示すとともに、市町村、民間団体等による子どもの読書活動を推進するための指針として策定するものです。

(3) 国の動向

平成13年12月に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(以下、「基本計画」という)が策定されました。これを受けて平成20年3月には第二次の基本計画が、平成25年5月には第三次の基本計画が策定されています。

第三次の基本計画の中では、国の施策の方向性として平成24年から平成34年までの10年間で不読率を半減させること、また、市町村の推進計画策定率については、市にあっては100%、町村にあっては70%以上の地方自治体において市町村推進計画が策定されることが掲げられています。また、子どもと本をつなぐ全ての人の連携・協力の促進を図るための体制整備の推進を支援することが示されています。

平成26年6月には、「学校図書館法」の一部を改正する法律が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員として学校司書が位置づけられています。

(4) 新やまなしの教育振興プラン

「新やまなしの教育振興プラン」における基本方針3には、「豊かな心と自己実現を図る力を育成」することが示されており、その施策の内容として「(4)読書活動の充実」として次の5つがあげられています。

○読書活動を取り入れた授業等の実施

- ・読書集会、読書目標づくり、読書記録の充実、学年を越えた読書の交流、また、目的に応じて本を読んだり、本や新聞などから情報を得て活用したりするなど、読書活動を取り入れた授業等を行い、読書量の増加を図ります。

○読書活動をより活発にするための取組

- ・朝読書等の一斉読書の継続的な取組や読み聞かせ等の実施、親子読書の呼びかけ、推薦図書を紹介等により、読書活動をより活発にします。
- ・学校における図書委員をはじめ、生徒による読書リーダーを養成し、校内読書活動の充実を図ります。

○学校図書館の計画的な整備

- ・情報収集・発信も含めた知的活動全体をサポートする「情報・学習センター」としての学校図書館の計画的な整備を進めるとともに、言語活動の充実に資する読書活動の開発や、望ましい「読書指導」の在り方及び本の質的・量的な充実を図ります。
- ・学校図書館教育指導計画の作成を進め、学校の特色に応じた図書の充実を図ります。

○学校図書館相互や公立図書館との連携・交流

⁴ 知事と教育委員会が協議を行い、平成28年2月に知事が定めた本県教育の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策。

⁵ 時代の要請に的確に応えながら、本県教育の一層の振興を図るため、平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間として教育委員会が策定した教育振興の基本計画。

- ・学校図書館のデータベース化をさらに推進し、学校図書館相互や公立図書館との連携・交流を行います。

○県立図書館の活用

- ・読書の楽しさを知り、読む力を高めるために県立図書館の活用を進めます。

さらに、基本方針8では、家庭・地域・学校が連携した教育の実現に取り組むことが示されており、その(6)には、「子どもの読書活動支援」として次の4つがあげられています。

○読書を進めていくための指導者の人材の育成

- ・子どもの読書についての大人の関心を高めるとともに、子どもの読書を進めていくための高度な知識や技術を持った指導者の人材を育成し、その活用を図ります。

○「家読」運動⁶の推進

- ・メディアの活用及びパンフレットや報告書の作成を通じ、発達段階に応じた読書プログラムや生涯学習につながる読書活動を紹介するとともに、おすすめの本を紹介し、「家読」運動を推進します。

○図書館による読書活動機会の提供

- ・図書館では、子どもたちの個性に合わせた図書を充実させ、全ての子どもたちに読書活動の機会を提供します。
- ・子どもの読書に関するレファレンスサービスの充実や読書相談を行うとともに、図書館を子どもの調べ学習の活動と発表の拠点とし、子どもたちの読書に関する情報を発信していきます。

○山梨県子ども読書支援センターによる支援

- ・県立図書館に設置した山梨県子ども読書支援センターを中心に、学校図書館や公立図書館、読書ボランティアなどとの連携、協力体制の整備を行うとともに、図書館のホームページの充実を図り、地域への啓発や情報提供を行います。
- ・山梨県子ども読書支援センターでは、子どもたちの学校における読書活動推進のため、調べ学習や朝の読書等に役立つ資料をテーマ毎にセットにして貸出し、学校を支援します。

第2次実施計画に引き続き、第3次実施計画では、ここで示された施策を取り入れ、読書活動の推進を図ります。

3 第3次実施計画の期間

第3次実施計画の期間は平成29年度から平成33年度までの5年間とし、子どもの読書活動の一層の推進を図ります。なお、第3次実施計画は、今後の国や県の動向や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 子どもの読書活動の現状

現代の子どもたちは、テレビやゲーム、インターネット、スマートフォン等、さまざまな情報メディアに囲まれて過ごしています。これらの情報やメディアの普及に合わせ、子どもたちの興味や関心も多様化し、生活習慣も変化してきています。

このような状況下で、幼児期から本と出会う機会が少なくなり、読書習慣を形成することや読書

⁶ 家庭での読書をきっかけに、家族のコミュニケーションを豊かにしようという山梨県社会教育課が主体となって行っている取組。「家族みんなで家で読書」を略して「家読（うちどく）」としている。

の楽しさにふれることが難しくなっています。本との出会いは、年齢が上がるにしたがって減少している傾向にあります。

全国学校図書館協議会が実施した「第 62 回学校読書調査」（「学校図書館」2016 年 11 月号）の結果によると、2016 年 5 月一か月間の平均読書冊数は、小学生は 11.4 冊、中学生は 4.2 冊、高校生は 1.4 冊です。第 2 次実施計画で取り上げた 2011 年の同調査と比較すると、小学生で 1.5 冊、中学生で 0.5 冊増加していますが、高校生では 0.4 冊減少しています。また、不読者（5 月一か月間に読んだ本が 0 冊の児童・生徒を「不読者」と呼んでいる）の割合は、小学生は 4.0%、中学生は 15.4%、高校生は 57.1%となっています。2011 年と比較すると、小学生で 2.2%、中学生で 0.8%減少していますが、高校生では 6.3%増加しています。小学生・中学生の数値が改善されているのは、朝の 10 分間読書をはじめとする一斉読書が全国の小学校・中学校に普及したことによるものであると推測されます。子どもたちが本を読む習慣は身に付いてきているといえます。

しかし、一方で、学年段階が進むにつれ読書離れが進む傾向がみられます。特に、高校生に関して、読書活動を促す取組を進める必要があります。中学生も、ここ 1・2 年に限ってみると、本を読まない人が増加することを示すデータもあります（8 ページ参照）。高校生や中学生の読書離れは、インターネットや携帯電話の普及、テレビ視聴の時間の長さに関係があるとも言われますが、テレビのニュース・ドラマやインターネットの情報がきっかけとなって、読書に興味を持つことも多いため、テレビやインターネット等の情報機器を使う時間と読書の時間とのバランスを適度に保つことが大切になってきています。

5 第 2 次実施計画期間における取組

（1）第 2 次実施計画期間における実施目標

第 2 次実施計画では、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、次の 4 つの目標を実施目標とし、取組を行ってきました。

第 2 次実施計画の実施目標

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 実施目標 1 | 家庭・地域・学校を通じた地域全体での子どもの読書活動の推進 |
| 実施目標 2 | 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実 |
| 実施目標 3 | 子どもの読書活動を推進するための人材の育成 |
| 実施目標 4 | 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及 |

（2）第 2 次実施計画期間における取組

①『実施目標 1 家庭・地域・学校を通じた地域全体での子どもの読書活動の推進』についての取組

（ア）ブックスタート、セカンドブック、サードブックの取組

市町村におけるブックスタート⁷は、平成 27 年 3 月現在、27 市町村中 20 市町村で実施されています。8 市町村では、さらにセカンドブックやサードブック⁸の取組も行われています。

⁷ 乳幼児健康審査等の機会に、公立図書館職員、保健師、地域のボランティア等が連携・協力して、地域に生まれた全ての赤ちゃんを保護者対象に、絵本を通して、親子のふれあいの時間をもつことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイス等を手渡す活動。

⁸ ブックスタートに続き、子どもたちの成長に合わせて本を手渡す取組。2 歳児健診時や小学校入学時にセカンドブックを、中学校入学時にサードブックを実施することが多い。

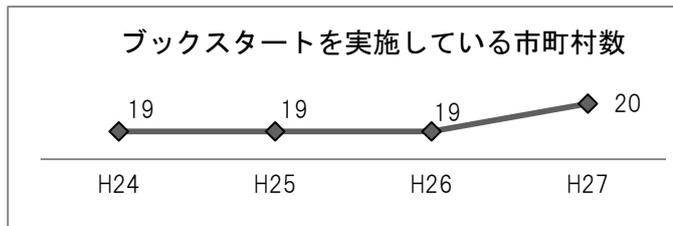
県内のある市では、「セカンドブックのアンケート調査」を行っています。これによると、次のような成果が現れています。

さらに、「セカンドブックで配布した絵本を家で読んであげましたか。」

という問いには、「よく読んだ」「たまに読んだ」と回答している割合が97%で、配布した絵本はほとんどの家庭で読まれています。また、繰り返し読んだという回答も多く、配布した時だけでなく、長く活用してもらっていると分析しています。

「セカンドブックをきっかけに、お子さんに本を読んであげる機会が増えましたか。」という問いには、「セカンドブックをきっかけに本を読んであげる機会が増えた」という回答が約70%です。本を読んでいた家庭も多いので、プレゼントした本は活用してもらっているのではないかと分析しています。「全く増えない」と回答した人の半数はプレゼントされた本も読まない傾向にあり、本を読まない家庭への読書推進をどのように進めていくかが課題となっています。

「どのように活用しましたか。」という問いには、兄弟姉妹で活用されている回答が多くみられます。字が読めるようになった兄姉が弟妹に読んであげている状況も見られます。また、兄姉の音読の本として活用している家庭もあります。



典拠資料:「山梨県の図書館 2015 -山梨県図書館白書-

【課題】

ブックスタートは、国の基本計画の中でも述べられているように、子どもが乳幼児期から本と出会い、読書を楽しむきっかけとして効果が期待されています。また、セカンドブック、サードブックの取組は、読書の習慣を身に付ける上でも大切な役割を果たします。県内のブックスタートを実施している市町村は、県全体の74%となっており、多くの市町村に定着してきましたが、さらに多くの市町村での実施が期待されます。

(イ) 学校等における全校一斉読書等の取組

本県では、小学校、中学校、高等学校の全てにおいて全国平均よりも高い割合で全校一斉の読書活動が実施されています。また、学校全体で読書活動を推進するため、学校図書館を活用しながら、授業をはじめさまざまな場面で読書活動を取り入れています。授業で図書館を利用する時間数も徐々に増えています。

保育所、認定こども園においては93.8%の割合（平成27年度「山梨県子ども読書活動推進事業に関する調査」（山梨県社会教育課））で読み聞かせやおはなし会を実施しています。

【小学校】 山梨県内の公立学校等における全校一斉読書の実施状況

	第1次実施計画前の数値 (平成15年度)	第2次実施計画前の数値 (平成22年度)	平成27年度末
実施校数 (総数)	194 (206)	194 (196)	172 (173)
実施率	94.2%	99.0%	99.4%
全国の実施率	84%	96.2%	97.1%

【中学校】

	第1次実施計画前の数値(平成15年度)	第2次実施計画前の数値(平成22年度)	平成27年度末
実施校数(総数)	83(96)	91(91)	79(79)
実施率	86.5%	100%	100%
全国の実施率	70%	87.5%	88.5%

【高等学校】

	第1次実施計画前の数値(平成15年度)	第2次実施計画前の数値(平成22年度)	平成27年度末
実施校数(総数)	16(36)	23(35)	19(31)*
実施率	44.4%	65.7%	61.3%
全国の実施率	30.2%	41.1%	42.7%

典拠資料：「学校図書館の現状に関する調査」平成16年度版～平成28年度版（文部科学省）
 (*学校の再編等により、取組を休止している学校がある)

県立高校における図書館の授業利用時間数(平均時間数)

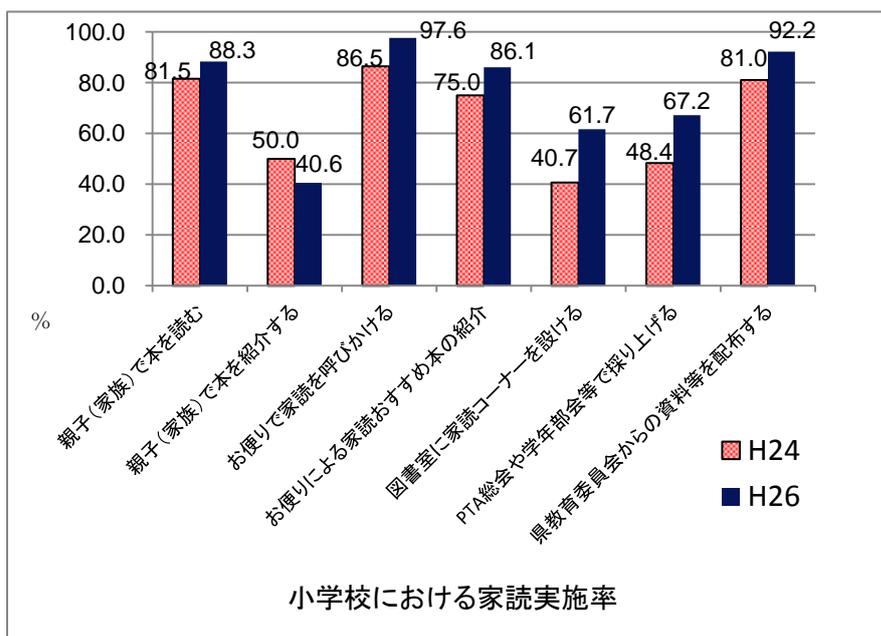
H24	H25	H26	H27
100時間	103時間	112時間	118時間

典拠資料：平成24年度～27年度「学校図書館白書」(山梨県高等学校教育研究会学校図書館部会)

(ウ) ^{うちどく}家読の取組状況

山梨県では、山梨県教育委員会で推進する「しなやかな心の育成」プロジェクトの一環として、また、平成26年2月に策定された「新やまなしの教育振興プラン」の基本方針3の(4)及び基本方針8の(6)の具体的方策の一つとして家読推進運動の取組を行っています。

小学校において、積極的に取り組んでいる活動としてあげられるのは、「親子(家族)で本を読む」、「お便りで家読を呼びかける」、「お便りによる家読おすすめ本の紹介」、「県教育委

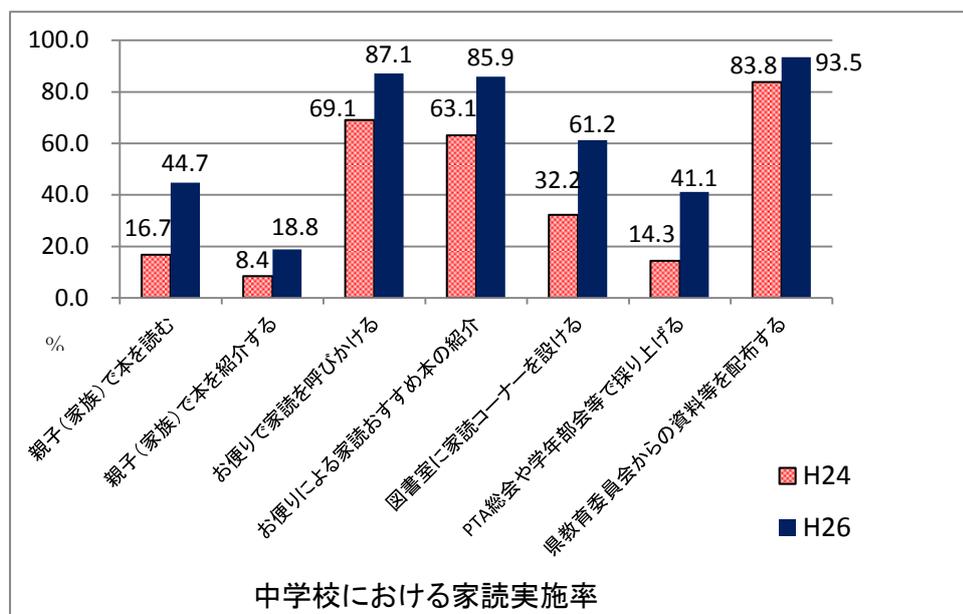


典拠資料：「平成26年家読(うちどく)実施状況調査結果について」
 (山梨県社会教育課)

*全校で実施、または一部で実施している学校を対象としています

員会からの資料等を配布する」でした。実施の呼びかけや資料配付等により周知をするだけでなく、実践的な取組である親子読書・家庭読書に多くの学校が取り組んでいます。「親子（家族）で本の紹介をする」取組は、前回（平成24年）の調査結果（約50%）より約10%下がり、約40%の実施率でした。これは、低学年が取り組みやすい方法として、「親子（家族）で本を読む」を選択した学校が多かったためではないかと考えられます。

また、学校図書館内における家読コーナーの設置について、前回の調査では約40%の設置率でしたが、今回の調査結果では、約60%の学校に家読コーナーが設置されていることがわかります。



典拠資料：「平成26年家読（うちどく）実施状況調査結果について」（山梨県社会教育課）

中学校においては、「お便りで家読を呼びかける」、「お便りによる家読おすすめ本の紹介」、「県教育委員会からの資料等を配布する」等、生徒や保護者への周知を図る学校が、前回（平成24年）の調査結果と同様に多く見られました。

前回の調査結果と比べ、「親子（家族）で本を読む」、「図書室に家読コーナーを設ける」、「PTA総会や学年部会等で取り上げる」は、大幅に取組が増えています。家での読書の機会を増やす等、生徒の興味関心を引きつけられるよう、環境整備を行う学校が増えてきています。

前回の調査の際には、中学校では取組が難しいと意見が寄せられましたが、各学校や生徒の実情に応じた取組が展開されはじめ、その様子や生徒・保護者の感想等が寄せられています。

【課題】

平成24～28年度に行われた「全国学力・学習状況調査」の結果から、「学校の授業時間以外に普段（月～金曜日）、一日当たりどれくらいの時間、読書を読みますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」という設問に対して、「全くしない」と答えた児童・生徒の割合（不読率）だけを取り出し、グラフ化しました（次ページ）。

これによると、県内の小中学生の不読率は、全国平均よりも低く、望ましい状況となっています。これまで続けられてきた地道な活動や、一斉読書、学校図書館の積極的利用、家読といった取組が成果となって現れているものと思われます。しかし、中学生を中心に、不読率が上昇する傾向が見られるので、これに対する取組を進めていく必要があります。

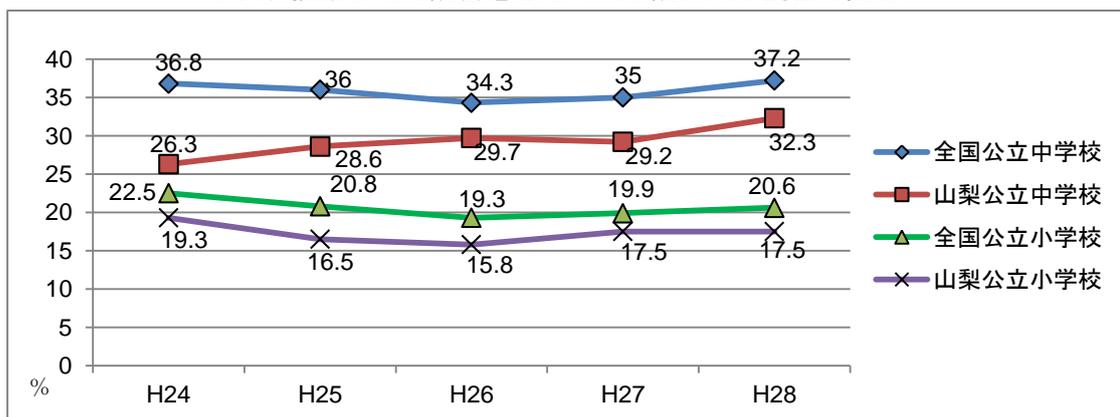
「第 62 回学校読書調査」（「学校図書館」2016 年 11 月号）の結果によると、2016 年 5 月一か月間の平均読書冊数（全国平均）は、小学生は 11.4 冊、中学生は 4.2 冊、高校生は 1.4 冊であり、学校段階が上がるにつれて読書離れが進む傾向があります。

その原因については、いくつか考えられますが、高校生については、家にいる時間が少ないほど不読率が高いことから、忙しさが原因のひとつになっているのではないかと分析されています（「高校生の読書に関する意識等調査報告書」平成 27 年 株式会社浜銀総合研究所（文部科学省委託調査））。同調査では、これに対する有効な取組として、学校での一斉読書や長期休業中の読書活動の推進などをあげています。

また、学校段階とは関係なく、もともと読書をしないという生徒は、家庭や地域の読書環境に恵まれないことが原因のひとつになっていると分析しており、地域の読書環境を整えていくことが必要だとしています。

県内でも、第 2 次実施計画策定時に確認された課題の一つである「中学生・高校生世代の読書活動の推進」は、今後も必要だと考えられます。そのためには、地域での読書活動を推進すると共に、学校（特に中学校・高等学校）でも読書活動を一層推進する必要があります。

平日、授業以外で読書をしない（不読）人の割合の変化



典拠資料：平成 24～28 年度「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）

②『実施目標 2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実』についての取組

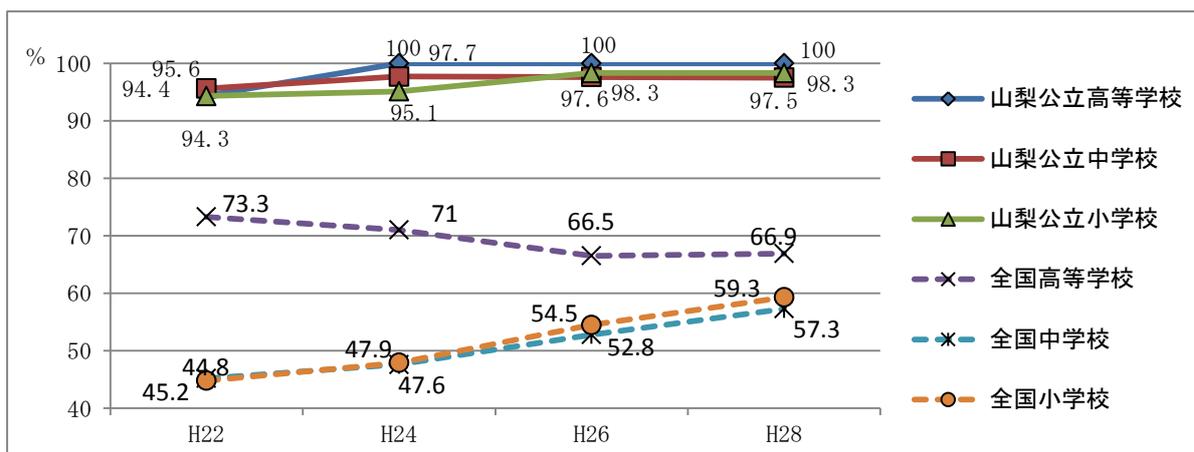
(ア) 司書教諭、学校司書の配置

12 学級以上の学校における司書教諭⁹の配置については、小学校、中学校、高等学校とも 100%（平成 28 年）と充実した環境が整備されていますが、11 学級以下の学校における司書教諭の配置は、小学校（8.1%）、中学校（11.1%）、高等学校（33.3%）とも全国平均（小学校：28.7%、中学校：31.2%、高等学校 36.2%）に満たない数値となっています。

一方、学校司書の配置状況は、小学校、中学校、高等学校ともに充実しています。平成 27 年 4 月より、改正学校図書館法が施行され、より充実した環境整備に努めることを求められています。本県においては、勤務形態、配置状況、予算、研修の有無等、各市町村によって整備状況が異なるので、それぞれの市町村の実情に応じた学校図書館整備施策の充実を図る必要があります。

⁹ 学校図書館法第 5 条の規定に基づき設けられる職。教諭であることが前提であり、学校図書館の利用・活用について、指導計画を立案すると共に、児童・生徒や教師の資料利用等について適切な指導助言を行う等、専門的業務にあたる職員。

学校司書（学校図書館担当職員）配置状況



典拠資料：「学校図書館の現状に関する調査」平成22年度版～平成28年度版（文部科学省）

※平成22年度は「学校図書館担当職員」、平成24年度は「学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）」、平成26年度は「学校司書」と表記

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における司書教諭や学校司書の配置、学校図書館図書標準¹⁰の達成は、学校における子どもの読書活動の推進の強力なエンジンとなります。県内の学校司書の配置の達成状況は、全国平均(平成28年 小学校59.3%、中学校57.3%、高等学校66.9%)を大きく上回っており、大いに評価すべきです。

県内の学校図書館図書標準も、達成率が小学校、中学校ともに全国の数値を上回り、多様な教育活動に対応できる環境が整備されているといえます。しかし、各市町村の達成状況を見ると、小学校、中学校ともに達成率が100%の市町村が15市町村である一方で、いまだ50%～60%の達成率の市町村もあり、地域間格差があることがわかります。

【小学校】 山梨県内の学校図書館図書標準の達成状況

	第1次実施計画前の数値(平成15年度)	第2次実施計画前の数値(平成22年度)	平成27年度末
達成校数(総数)	130(206)	173(196)	165(173)
達成率	63.1%	88.3%	95.4%
全国の実施率	34.8%	50.6%	66.4%

【中学校】

	第1次実施計画前の数値(平成15年度)	第2次実施計画前の数値(平成22年度)	平成27年度末
達成校数(総数)	58(96)	74(91)	70(79)
達成率	60.4%	81.3%	88.6%
全国の実施率	29%	42.7%	55.3%

典拠資料：「学校図書館の現状に関する調査」平成16年度版～平成28年度版（文部科学省）

¹⁰ 公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として国が設定しているもの。学級数に応じて標準となる蔵書冊数が示されている。

(イ) 学校図書館の蔵書のデータベース化

学校図書館の蔵書のデータベース化については、小学校は 75.7%の学校（全国は、73.9%）、中学校は、78.5%の学校（全国は、72.7%）で、高等学校は 96.7%の学校（全国は 91.3%）で行われています。いずれも全国平均値を上回っており、県内の学校図書館の情報化に向けた環境は整いつつあります。（平成 28 年度 「学校図書館の現状に関する調査」 文部科学省）

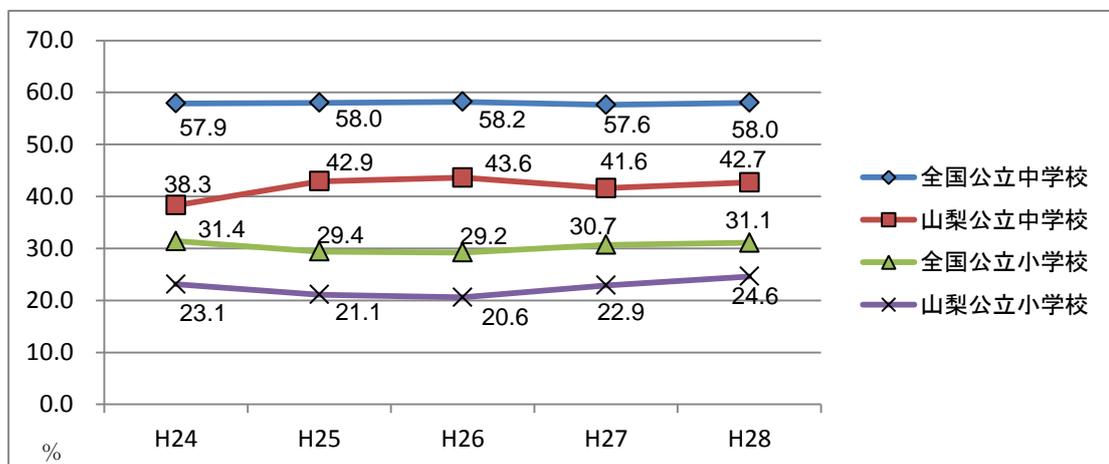
【課題】

県内の学校図書館の環境は、全国的に見ても比較的整っているといえます。さらに、学校の教育課程の展開において子どもたちの読書活動を支えるためには、司書教諭及び学校司書の専門性を高めることが不可欠です。そのために職員の資質向上を図ることが必要です。また、学校内では、司書教諭・学校司書と他の職員との打ち合わせ時間を確保し、共通の理解をつくる等の取組も大切だと考えられます。

(ウ) 図書館の利用

平成 24～28 年度に行われた文部科学省の「全国学力・学習状況調査」の結果から、「昼休みや放課後、学校が休みの日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除きます。）を読んだり、借りたりするために、学校図書館(室)や地域の図書館にどれくらい行きますか」という設問に対して、「ほとんど行かない・全く行かない」と答えた児童・生徒の割合は以下のとおりです。

学校図書館（室）や地域の図書館に行かない人の割合の変化



典拠資料：平成 24～28 年度「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）

これによると、平成 28 年度調査で学校図書館や地域の図書館に「ほとんど、または全く行かない」と回答した割合は、小学生が 24.6%（全国 31.1%）、中学生が 42.7%（全国 58.0%）でした。「年に数回程度行く」と回答した割合を合わせると、中学生は 68%を超えており、学校図書館や地域の図書館を利用しない中学生が多いことがわかります。全国平均と比較すると、利用しない人の割合は少ないともいえますが、中学生とそれに続く高校生世代の読書活動をより活発にしていくために、学校・地域の図書館は、より大きな役割を果たさなければなりません。

(エ) スマートフォン等の使用

スマートフォンの普及により、子どもたちの生活にさまざまな影響が出ていることが、独立行政法人国立青少年教育振興機構による「青少年の体験活動等に関する実態調査」（平成 26 年度調査、平成 28 年 5 月公表）で指摘されています。それによると、家でのお手伝いを多くしている子どもや自己肯定感、道德観・正義感が高い子どもほど「スマホ熱中度」が低いという傾向が確認されています。

また、総務省情報通信政策研究所の「中学生のインターネットの利用状況と依存傾向に関する調査」（平成 28 年）によると、ネット利用による生活への影響を複数回答で質問したところ、「暇さえあればスマートフォンでインターネットを利用している」と回答した中学生が 50.4%、「自分はネット依存症だと思う」と回答した中学生が 20.5% いました。さらに、「スマートフォン／ガラケーを使い始めてから減った時間」を質問（複数回答）したところ、「睡眠時間」と回答した中学生が 37.8% で最も多く、次いで「勉強の時間」が 32.5%、「本を読む時間」は 24.6% でした。

文部科学省の「全国学力学習状況調査」（平成 27 年度）では、平日に 2 時間以上、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをする（ゲームは除く）と答えた中学生の割合（全国平均）が、31.3% に上りました。山梨県の中学生も 32.6% だったことから、県内の中学生も同様の傾向にあることがうかがえます。

これらのことから、スマートフォン等の利用が、睡眠等の生活に影響を与えるだけでなく、読書にも少なからず影響することが分かります。スマートフォンにより読書や余暇の時間を浪費してしまわないよう、スマートフォンの使用と読書活動等とのバランスをとる、あるいは共存を図っていく必要があります。

【課題】

学校の授業や一斉読書で学校図書館を利用することは、かなり進んできました。しかし、一方で、授業以外の場面で自ら学校図書館や地域の図書館に行く子どもの割合は、なかなか増加しない現状があります。生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、引き続き図書館と子どもをつなぐための働きかけをしていくことが必要です。

また、急速に広がるネット社会の中で子どもの読書活動を促進していくためには、その良さを生かすことができるような取組を展開していく必要があります。そのためには、学校だけの取組ではなく、家庭や地域が連携した取組が大切です。

(オ) 市町村立図書館

県内の市町村立図書館は、20 市町村で 48 館（分館を含む）が設置されています。未設置市町村は 7 市町村です。規模が小さい自治体ほど市町村立図書館の設置率が低く、市町村によって読書環境に差がみられます。市町村立図書館が所蔵する児童向けの蔵書冊数（「山梨県の図書館 2010－山梨県図書館白書－」、山梨県の図書館 2015－山梨県図書館白書－」（山梨県立図書館、山梨県公共図書館協会）による）は、平成 22 年からの 5 年間で、1,100,743 冊から 1,299,552 冊と約 1.18 倍に増加しています。

文部科学省による「社会教育調査報告書 平成 23 年度」によると、本県の公立図書館におけ

る児童書の貸出冊数は、平成 19 年度の 852,733 冊から、平成 22 年度の 1,142,323 冊と増加（約 134%、全国は約 133%）しています。児童の登録者数についても、平成 19 年度は 26,604 人、平成 22 年度は 32,304 人と、約 121%の増加傾向にあります。登録者数については、全国では減少傾向にある（約 91%）なかで、本県の増加は大変好ましい状況にあります。

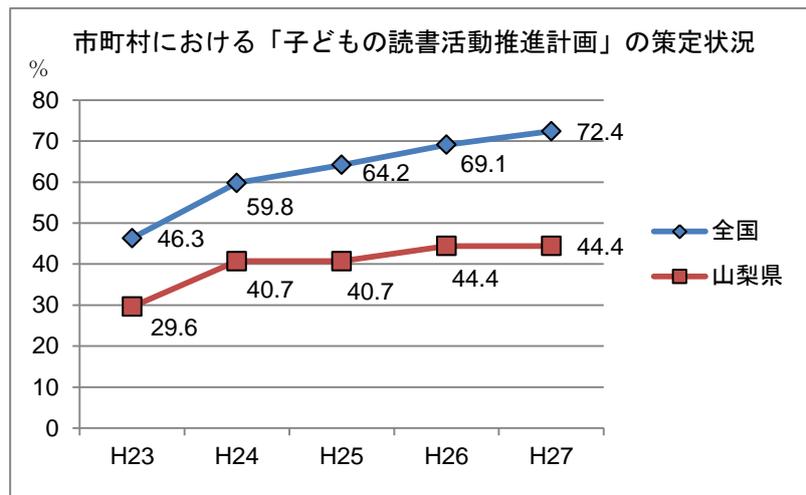
（カ） 市町村の「子どもの読書活動推進計画」の策定

平成 24 年度～28 年度の「都道府県及び市町村における子どもの読書活動推進計画の策定状況について」（文部科学省）によると、県内で「子どもの読書活動推進計画」を策定している市町村は、平成 27 年度末で 12 市町村（約 44%）であり、平成 23 年度と比較すると策定率は約 15% 向上しています。策定する市町村は徐々に増えていますが、全国平均から見れば、策定率は低いままで

す。策定していない 15 市町村の中で、今後も「策定予定なし」と回答した市町村が、6 町村と多くあります。

国の第三次基本計画は、数値目標が掲げられており、平成 25 年度から概ね 5 年間で、市においては

100%、町村においては 70%以上で、推進計画が策定されるよう促すことが求められています。



典拠資料：平成 24 年度～28 年度「都道府県及び市町村における子どもの読書活動推進計画の策定状況について」（文部科学省）

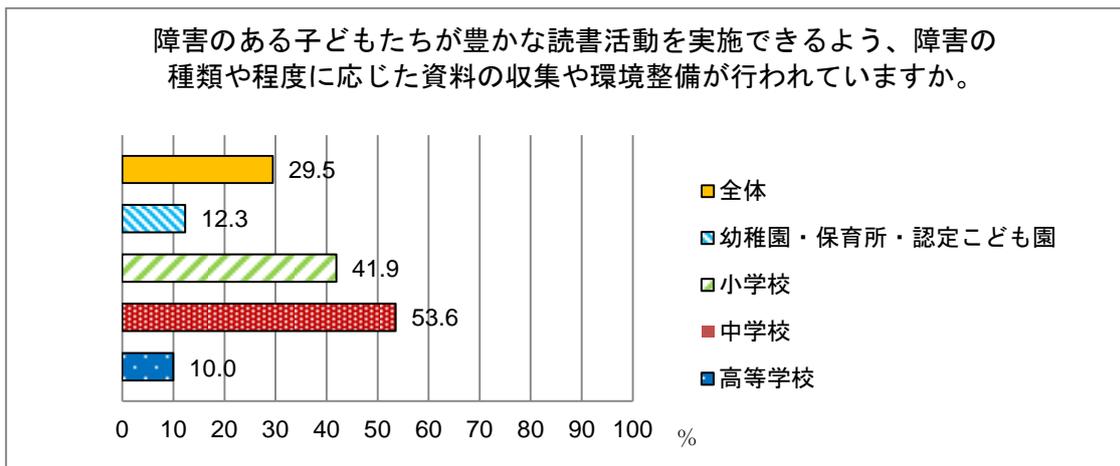
【課題】

本県の市町村に置かれている公立図書館数は、全国的に見てもトップレベルの充実度となっており、大いに誇るべきことです。このことは、子どもたちの読書活動に好影響を与えていると考えられます。図書館の運営も含め、今後、さらなる充実を目指して取り組んでいきたいものです。

一方、子どもの読書活動推進計画については、本縣市町村の策定率（平成 27 年度末）が 44%（市 77%、町村 14%）にとどまっており、文部科学省の示す目標値には到達していない状況にあります。地域における読書活動を推進するために、各市町村の諸事情に配慮しつつ、今後の取組の中で、国の求める策定率を達成できるよう一層の努力が求められます。

（キ） 障害のある子どもへの対応

小学校・中学校でみると、障害のある子どもに対応している学校は約 50%あります。例えば、発達障害の子どもを支援するために、同じ作品であれば文庫本ではなくルビ付きの児童書からも選定する等の取組が見られます。しかし、学校全体では、29.5%の割合にとどまっており、取組が充分に進んでいない状況がみられます。



典拠資料：平成 27 年度 「山梨県子ども読書活動推進事業に関する調査」(山梨県社会教育課)

【課題】

障害のある子どもたちの読書活動を保障していくためには、まず、そのための環境を整えていく必要があります。しかし、残念ながら、現段階での取組は少ない状況です。先進事例等を参考にしながら、取組が可能な内容を検討していく必要があります。

③『実施目標 3 子ども読書活動を推進するための人材の育成』についての取組

(ア) 人材育成のための研修や講座

子どもが自ら読書活動を楽しみ、読書活動の習慣を身に付けるようになるためには、子どもが本に出会う機会をつくらなければなりません。子どもと本をつなぐ役割をもつ人の存在が非常に大切です。このことから、図書館職員、学校等の職員をはじめ、幼稚園・保育所職員、保護者や地域ボランティア等子どもの読書活動に関わる多くの人々に研修の機会が与えられなければなりません。

第2次実施計画期間においては、人材育成のための県の事業として、「子どもの読書活動推進事業スキルアップ講座」や「子どもの読書指導者養成講座」(平成 22 年度～平成 24 年度は「子どもの読書活動指導者養成講座」、平成 25 年度～平成 27 年度は「児童青少年サービス講座中級編」)を実施してきました。県以外にも、市町村立図書館等を中心として、子どもの読書活動に関わる研修や講座が開催されています。

自治体による学校司書の研修を行っているか					
全 国	毎年計画的に実施	24.9%	山 梨 県	毎年計画的に実施	50%
	毎年実施	7.7%		毎年実施	12.5%
	不定期に実施	4.9%		不定期に実施	12.5%
	行っていない	61.3%		行っていない	25%
	無回答・その他	1.2%		無回答・その他	0%

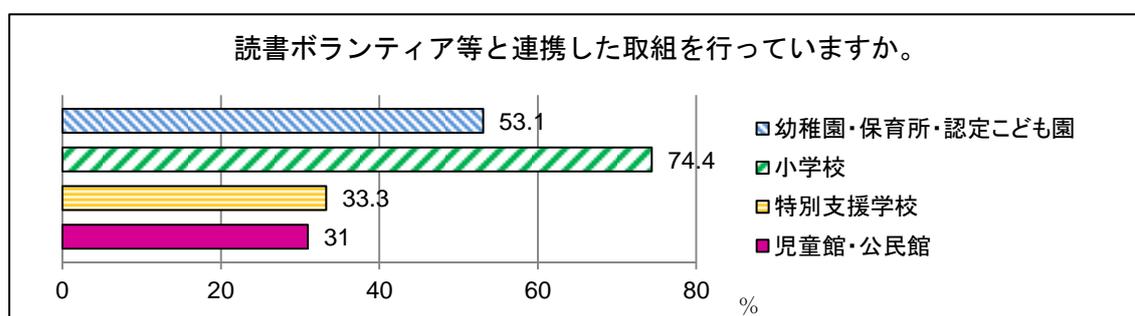
典拠資料：2015 年度 「学校図書館整備施策の実施状況」(全国学校図書館協議会)

(イ) 読書ボランティア¹¹

公立図書館では、子どもの読書に関するボランティア、NPO等の協力のもと、おはなし会や読み聞かせ、研修会が日常的に行われています。地域においても、学校、放課後子供教室、放課後児童クラブ、児童館、公民館等において、読み聞かせボランティアが協力し、子どもの読書活動を推進しています。ボランティアやNPOの活動は、地域の子どもの読書活動を推進する非常に大きな力となっています。

特別支援学校、幼稚園、保育所、認定こども園でも、ボランティアとの連携が進んでいます。特に幼稚園、保育所、認定こども園では50%を超える機関が活用しています。

文部科学省の平成27年度「学校図書館の現状に関する調査」(平成27年5月現在)によると、ボランティアを活用している県内の学校は、小学校では131校で75.7%(全国81.4%)、中学校では9校で11.3%(全国30.0%)です。



典拠資料：平成27年度 「山梨県子ども読書活動推進事業に関する調査」(山梨県社会教育課)

※(小学校だけは、平成26年度文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」の数値)

【課題】

人材の育成は、子どもの読書活動を支えていく最も重要な取組のひとつです。これまでも多くの研修会や講座が催されてきたところですが、引き続き研修の機会の提供が必要です。質の高い研修を提供していくためには、常に内容を見直し、最新の情報を取り入れる等して、改善を図っていくことが重要です。また、研修を受ける側も、高い意識をもって研修に参加することが望まれます。

さらに、保護者やボランティアが地域の子どもの読書活動を推進する大きな力となっている中で、子どもと本との出会いをより良いものとしていくために、引き続き、子どもの成長や読書に関する基本的な知識や実技について学ぶ入門講座や専門研修に加え、保護者や地域の方が気軽に参加できる研修や講座を実施していく必要があります。

④『実施目標4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及』についての取組

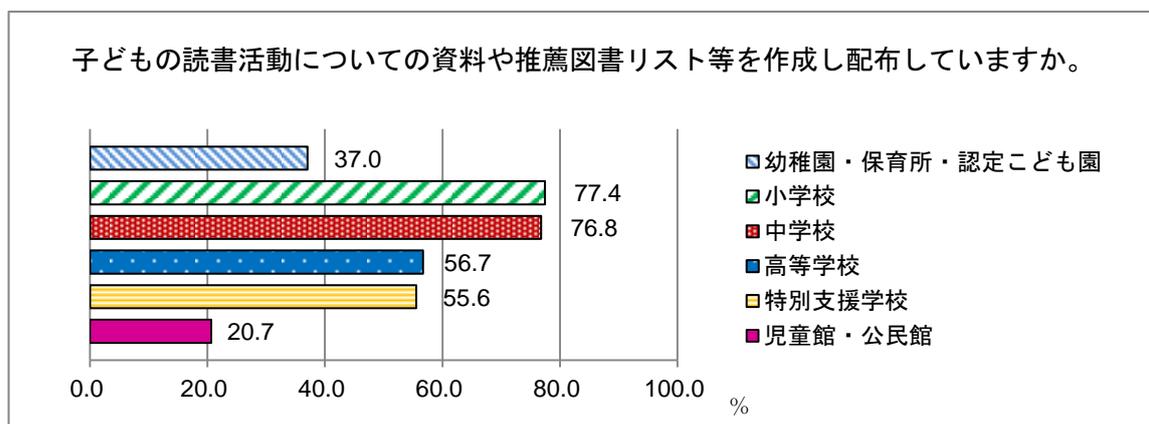
子どもに本の素晴らしさや読書の楽しさを伝えるだけでなく、大人にも本を楽しみ、子どもの読書活動推進への理解を深めてもらうために、「こどもの発達段階に応じたブックリスト」の作成・配布、資料展示や、「子ども読書啓発活動用パンフレット」等の作成・配布を行い、保護者や子どもの読書活動の実践者等、大人への啓発に努めてきました。また、「やまなし子どもの読書情

¹¹ 図書館や学校等を中心に活動する読書に関するボランティア。県内では、公立図書館等で活動しているボランティア団体が、「図書館ボランティアやまなし」を組織し、交流や情報交換を行っている。

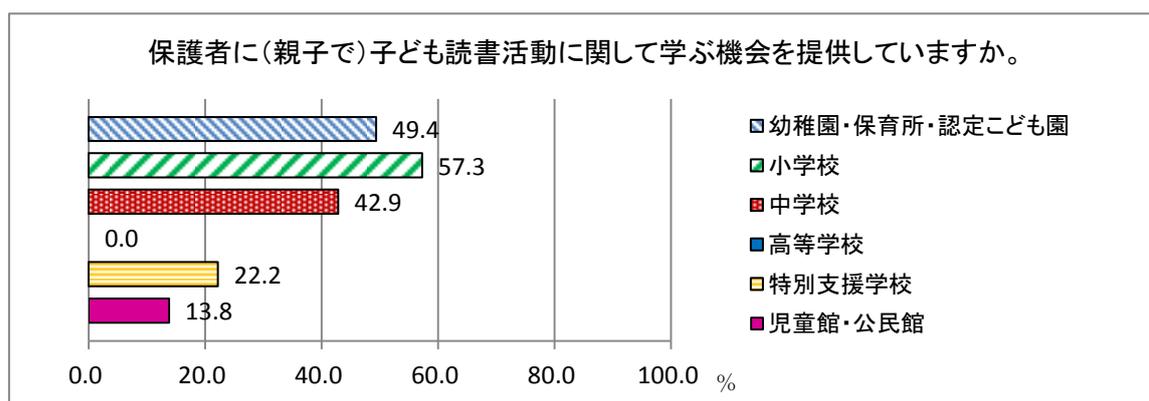
報」¹²や「子ども読書支援センターニュース」(Newsletter)¹³の発行にも取り組み、積極的な発信もしてきました。

また、子どもの読書活動についての資料や推薦図書リスト等を作成して子どもや保護者に配布し、子どもが多様な本に出会うためのきっかけづくりが行われています。

保護者への啓発として、保護者を対象とした講座を開設したり、子どもの読書活動に関わる情報提供を行ったりもしています。



典拠資料：平成 27 年度 「山梨県子ども読書活動推進事業に関する調査」(山梨県社会教育課)



典拠資料：平成 27 年度 「山梨県子ども読書活動推進事業に関する調査」(山梨県社会教育課)

【課題】

県民に広く子どもの読書活動に関わる情報を提供していく取組は、次第に充実してきています。インターネット環境が整ってきたこともあり、欲しい情報が手に入りやすくなってきたこともその背景にあります。また、地方自治体だけではなく、公立図書館や学校等が積極的に取り組んでいる様子もうかがえます。

引き続き、多くの機関が普及・啓発に努め、保護者をはじめとする子どもの読書活動に関わる全ての人々に、必要な情報が届くよう取り組んでいく必要があります。

¹² 山梨県立図書館が定期的に発行している情報誌。県内外の子どもの読書に関する各種情報を掲載している。

¹³ 山梨県子ども読書支援センターが発行している情報誌。センターの事業や活動内容を広く情報発信している。

6 第2次実施計画期間における成果と課題

これまでみてきた第2次実施計画期間の取組で明らかになった成果と課題は、次のとおりです。

[成果]

- ◎ ブックスタートを取り入れる市町村の増加
- ◎ 学校における一斉読書活動の普及
- ◎ 家庭内での親子による読書活動の機会の増加
- ◎ 小学校・中学校図書館の充実（図書標準の達成率、学校司書の配置率が向上）
- ◎ 公立図書館の児童向け蔵書数の増加
- ◎ 学校や幼稚園、保育所、認定こども園等の機関と地域の公立図書館との連携強化
- ◎ 読書ボランティアの普及
- ◎ 子ども読書支援センターの設立とセンターが中心となって行う人材の育成や資料・情報提供の充実
- ◎ 子どもの読書活動に関わる情報の普及

[課題]

- 学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向がある。中学生・高校生世代の読書活動をさらに促す必要がある。
- 学校での一斉読書活動は定着を見せているが、学校以外での読書活動は十分ではない。
- 学校図書室、公立図書館の利用は十分ではない。
- 地域での読書活動を推進するために、子どもの読書活動に関わる人々に、引き続き質の高い研修の機会を保障していく必要がある。特に保護者や地域のボランティアに対する研修・講座を充実させる必要がある。
- ブックスタート等の取組は有効なので、さらに多くの市町村での実施を期待する。
- 学校での読書活動を支えるために、司書教諭、学校司書の専門性を高め、活かしていく必要がある。
- 地域の読書活動をさらに推進していくために、市町村の子どもの読書活動推進計画策定率を向上させ、計画的に進めていく必要がある。
- 障害のある子どもの読書活動を進めるための環境づくりを進める必要がある。
- 子どもの読書活動に関わる情報提供は進みつつあるものの、さらに充実させる必要がある。
- ネット社会での子どもの読書活動を進めていくために、家庭、地域、学校、諸機関が連携して取り組んでいく必要がある。

これらの課題には、さまざまな背景があると考えられます。「高校生の読書に関する意識等調査報告書」（平成27年 株式会社浜銀総合研究所（文部科学省委託調査））では、高校生の読書を不十分にしている要因として、読書時間の確保が難しいこと、気軽に本を手にする環境が身の回りにないこと、読書習慣が確立されていないために本を読もうと思わないこと、などがあることを指摘しています。これは、本県のいくつかの課題の背景としても当てはまるものと考えられます。以下の点については、第3次実施計画を進める中で、課題の背景として特に考慮していく必要があります。

- 家庭・地域での読書時間の確保が十分できない。
- 専門的知識をもつ人材が不足しているなど地域の読書環境が不十分。
- 幼少時からの読書習慣が十分確立されていない場合がある。
- 市町村や地域への十分な支援が求められている。

第2章 実施目標

1 基本的な考え方

第1章の「1 はじめに」で述べたように、子どもの読書活動は、子どもが成長していく中で、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものです。

では、「より深く生きる力を身に付ける」とはどのようなことでしょうか。それは、想像力や自分で考える力、豊かな感性や情操、思いやりの心を育むことであると考えます。このことは、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や県の「新やまなしの教育振興プラン」の目指すところと重なります。

そして、想像力や自分で考える力、豊かな感性や情操、思いやりの心を育むことは、子ども時代の読書活動だけでつくられていくものではなく、生涯を通じた読書活動で培われていくものであるはずです。さらに、生涯を通じた読書活動が営まれるためには、大人になっても自らの力で読書活動が行われていくよう、子どもの頃から読書習慣を身に付けることが大変重要になってきます。

子どもの読書活動を推進するねらいは、生涯にわたる読書習慣を育て、想像力や自分で考える力、豊かな感性や情操、思いやりの心を育むことにあるのです。

2 実施目標

以上のような観点に立ち、第1章で明らかになった第2次実施計画の成果と課題を踏まえて、第3次実施計画の実施目標を、次の4点に定めて取組を進めていくこととします。

○子どもの読書活動を推進する地域づくり

子どもが本の世界や読書の楽しさを知り、生涯にわたる読書習慣を身に付けるためには、家庭を中心とした地域全体における取組が必要とされます。家庭、地域、公立図書館、学校がそれぞれの担うべき役割を明確にし、その役割を果たすような取組を推進していくことが大切です。

また、多くの場所において、子どもの成長や興味・関心に応じた本との出会い方が工夫されることで、自主的に読書活動に親しみ、本が子どもの傍らに自然に置かれるようになることを期待しています。

○子どもの読書活動を推進する人材の育成

読書習慣の始まりは、乳幼児期にあります。そのため、乳幼児期から本とのよい出会いをコーディネートする人材の育成が必要です。子どもの成長段階や個人差に応じて適切な本を見極め、子どもと本の世界をつなぐため、図書館職員、学校等の職員、幼稚園・保育所職員、保護者、地域ボランティア等、子どもの読書に関わる多くの人が学べる機会を創出し、十分な知識と技術を身に付けた人材を継続して増やしていくことが大切です。

また、子どもの読書活動を支える人たちがお互いにつながることも、子どもの読書活動を一層推進させる原動力となるため、つながりをつくる取組が必要です。

○子どもの読書活動を推進するための環境整備・充実

子どもがあらゆる機会と場所において、自ら読書活動に親しみ、進んで読書習慣を身に付けていけるような環境を積極的に整えることが大切です。また、さまざまな課題を持つ子どもたちも含めた全ての子どもたちが、夢や希望を実現していくための場としての図書館が、ますます求められています。

そのために、学校、公立図書館、放課後児童クラブ、公民館、NPO、企業等が連携し、多様なネットワークを構築しながら、子どもたちに適切な場・機会・人材が提供されることが必要です。

○子どもの読書活動推進のための普及・啓発

子どもたちが自ら読書に親しめるような環境をつくるためには、子どもを取り巻く大人たちが、子どもの読書活動に対する関心をもつことが大切です。子どもの読書活動の意義や重要性等について、さまざまな機会を通じて理解を深めていけるような取組が必要です。

以上の実施目標の実現に向けて、必要な施策を次章で述べていきます。これらの施策には、第2次実施計画から引き継いで実施していくものも多くありますが、第1章で見てきた本県の課題とその背景を踏まえて、以下の4点について、重点的に取り組むこととします。

- 子どもたちの主体的な読書活動や読書習慣の定着を促すために、学校での読書活動を発展・充実させる。
- 放課後の活動や地域の活動に読書活動を取り入れるため、ボランティアの育成・資質の向上に力を入れる。
- 地域の読書活動を一層推進するため、図書館、学校、公民館等の連携に加え、保健センター、放課後子供教室、放課後児童クラブ、ボランティア団体等との連携・協力を進めていく。
- 市町村の推進体制を整え、地域での読書活動を一層推進するため、市町村の推進計画の策定を促進・支援する。

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭で読書活動を推進することの意義と役割

子どもが初めて本と出会う場は家庭です。子どもの読書習慣は、日常生活を通じて形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるためには、保護者の果たす役割は大きいといえます。乳幼児期の子どもは、保護者から心を込めて本を読んでもらい、その楽しさを読み手の大人と共有することで言葉を理解し、読解力が高まり、豊かな感性や情操、思いやりの心を育むことができます。また、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合うことにより、家族間のコミュニケーションを深めることができます。

子どもと保護者の間に本がある環境、子どもの傍らに常に本がある環境が、子どもと本の出会いの機会を生み出します。子どもにとって最も身近な存在である保護者が、積極的に働きかけることが大切です。そのためには、保護者自身も読書をし、本に関する情報を入手することが必要です。社会全体で家庭での読書活動を支援し、子どもたちの生涯にわたる読書習慣の基礎を築いていく必要があります。

(2) 具体的な取組

家庭の役割を実現していくために、県、県立図書館及び関係機関は、次のような取組を行うことが必要です。

保護者への普及・啓発活動の推進

- 保護者や大人に対して、家庭での読み聞かせや読書の時間を持つことの重要性について理解の促進を図ります。
- 図書館等が中心となって保護者向けの講座を開催し、子どもに薦めたい本の選び方、本との出会わせ方等を知る機会を提供するとともに、読書習慣の定着を図るための支援活動を行います。
- 読書ボランティアや民間団体と連携し、子どもと保護者が共に参加し体験を共有できる事業を実施します。
- 子育て支援事業、資料紹介展示、「子ども読書の日」¹⁴における読書推進イベント等を開催し、読書の大切さを伝えるとともに、家族で読書活動に親しむ機会を提供します。
- 読み聞かせや親子読書等、家庭における読書活動に役立つ情報や関連イベント情報等を積極的に提供します。
- 子どもの発達段階に応じたブックリストや読書案内パンフレットを整備し、保護者が主体的に本を選ぶことができるように支援します。
- 新聞やテレビ等のメディアを通じて、推薦図書等の紹介に努めます。
- 子育てを支援する「やまなし子育てネット」を通して、読み聞かせの本に関する情報を提供します。

¹⁴ 「子どもの読書活動推進に関する法律」の中で、4月23日を「子ども読書の日」と定めている。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられた。国、地方公共団体は、子ども読書の日理念にふさわしい事業を実施することが求められている。

人材の育成

- 子育て支援のための施設職員、子育て支援グループ等の指導者、保健師、ボランティア等が、子どもと本を結びつけるさまざまな実技・理論を学ぶ機会を提供します。
- 子どもの読書活動を推進する中核となって活動できる人材の育成を目的に、研修の機会を提供します。

子どもの読書に関する調査の実施・事例紹介

- 家庭・地域・学校が一体となった読書推進のための調査・研究を行い、先進的な取組を紹介し
ます。
- 市町村のブックスタートやブックスタートに準じた事業に関し、情報提供や支援活動を行いま
す。

(3) 関連する県の事業（家庭）

◇子ども読書啓発活動用パンフレット作成

- ・読み聞かせやおはなし会等の実践に役立つ具体的なノウハウをまとめたガイドブックを作成
配布します。

◇親子で楽しむ読み聞かせ講座の開催

- ・読書ボランティアや民間団体等と連携し、定期的に親子で読書活動に親しむ機会の提供に努
めます。

◇子どもの読書普及の資料展示

- ・子どもの読書活動について、関心と理解を深めるとともに、子どもの読書意欲を高めるため
に、「子ども読書の日」「こどもの読書週間」等に資料展示等を開催します。

◇広報誌「e教育やまなし」への「家読」に関する情報の掲載

- ・山梨県の広報誌「e教育やまなし」に「家読」に関する情報を掲載します。

◇保護者を対象とした読み聞かせ講座の開催

- ・読書ボランティアや民間団体等と連携し、家庭における読み聞かせや、読書の時間の持ち方
等について紹介する講座を開催します。

◇ホームページによる情報提供

- ・図書館で行われる子ども向けの読書イベントやおはなし会、保護者向けの講座、子どもの本
の紹介等、家庭における子どもの読書活動に役立つ情報を提供します。
- ・県内外の子どもの読書活動に関する動きや、特色ある取組、子どもの本やイベント情報等、
さまざまな情報を、ホームページを通じて積極的に発信します。
- ・子どもが図書館に興味を持ち、身近な学校図書館や地域の図書館の利用につながるよう、キ
ッズページや中学生・高校生向けのウェブページを設け、本や読書、図書館に関する情報を
発信します。

◇各種メディアを活用した情報提供

- ・新聞、ラジオ、子育て支援誌等への読書推進記事、絵本等の紹介を行います。

◇「やまなし子どもの読書情報」の発行

- ・子どもの読書に関連する県内外の取組事例や国・自治体の政策等、各種情報を掲載した「や
まなし子どもの読書情報」を発行します。

- ◇子どもの発達段階に応じたブックリスト等の作成・配布
 - ・市町村立図書館、ボランティア団体等と協力し、子どもの発達段階に応じた推薦図書を紹介するブックリスト等を作成・配布します。
- ◇「やまなし子育てネット」への読み聞かせの本に関する情報提供
 - ・子育てを支援する「やまなし子育てネット」を通して、読み聞かせの本に関する情報を提供します。
- ◇子どもの読書に関する相談、レファレンス・サービス¹⁵の実施
 - ・子どもの読書や子どもの本に関する質問に対し、個々のケースに合わせ対応する窓口を設け、相談に応じます。
 - ・子どもの読書に関する質問をまとめ、「よくある質問Q&A」としてホームページ等で紹介します。
- ◇子どもの読書オープンカレッジ
 - ・子どもの読書活動推進に携わる人々の技術の向上を目的とし、子どもの成長や読書に関する基礎知識、実技について学ぶ入門講座として、山梨大学との連携事業として実施します。
- ◇子どもの読書指導者養成講座
 - ・子どもの読書活動を推進する中核となって活動できる人材の育成を目的に、専門研修を開催します。
- ◇読書ボランティアバンク
 - ・県内の子どもの読書活動に関係するボランティア、読書団体の活動内容や連絡先を紹介しします。
- ◇子どもの資料及び情報の整備・充実
 - ・子どもの成長や発達段階に応じた、絵本や子どもの本を積極的に収集・提供します。
 - ・子どもの本に関する研究書、子どもの読書を推進するための資料を積極的に収集・提供します。
 - ・各施設の図書室・図書コーナーの図書の充実を促し、必要に応じて団体貸出等による資料の貸出を行います。
- ◇山梨県図書館情報ネットワークシステム¹⁶の運営
 - ・県立図書館や県内市町村立図書館等の所蔵資料の書誌データを集積した総合目録データベースを構築し、インターネット上からも図書資料の所在情報を提供します。
- ◇保護者を対象とした研修会の開催及び支援
 - ・学校等で読み聞かせボランティアとして関わる保護者に、子どもの読書について学ぶ機会を提供し、支援します。
- ◇県の広報番組での啓発活動
 - ・家庭教育推進事業における幼児教育テレビ番組など県の広報番組等を通じて、子どもの読書の重要性を伝えていきます。
- ◇山梨県子ども読書活動推進会議の開催
 - ・第3次実施計画を実現するため、山梨県子ども読書活動推進会議を設置・開催し、子どもの

¹⁵ 利用者からのさまざまな調査の依頼や質問に対して、回答となる情報そのものを提供したり、回答にいたる手段としての情報源を提供したりすること。

¹⁶ 平成6年から稼働している県立図書館をセンターとする県内公立図書館・関係機関で構築する総合目録データベース。

読書活動の推進体制の検討、子どもの読書活動推進に関わる諸機関の連携の促進、子どもの読書活動推進に関する調査・研究、子どもの読書活動推進に関する情報交換などを行います。

2 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 地域における子どもの読書活動の推進と役割

子どもが日常的に過ごす地域には、児童館や公民館、放課後児童クラブ、放課後子供教室¹⁷等、子どもや保護者にとって身近な居場所が準備されています。これらの施設には、多くの場合、図書室やそれに相当する場所が設けられており、地域における子どもの読書活動は、これらの施設に負うところが少なくありません。そのため、これらの諸機関も、子どもの読書活動を積極的に推進する役割を担う必要があります。地域の公立図書館等と連携し、保護者やボランティア等の協力を得て、子どもと本を結びつけるさまざまな活動を行い、地域における読書活動の環境が整えられることが必要です。

(2) 具体的な取組

地域の役割を実現していくために、県、県立図書館及び関係機関は、次のような取組を行うことが必要です。

普及・啓発活動の推進

○市町村立図書館と連携し、地域における子どもの読書活動を推進します。

○読書ボランティア等と連携した読み聞かせやおはなし会等、子どもが読書に親しむ機会を提供するための活動を支援します。

人材の育成

○市町村及び市町村立図書館と連携し、子どもの読書活動に関わる機関の職員、ボランティア等を対象に、子どもの読書活動や子どもの本についての知識や理解を深め、子どもと本を結びつけるさまざまな実技や理論を学ぶ研修の機会を提供します。

○市町村立図書館と連携し、子どもの読書活動を中核となって推進できる人材の育成を目的に、研修の機会を提供します。

読書環境の充実

○市町村立図書館と連携し、各施設の図書室・図書コーナーの設置、図書の充実を促します。

○読み聞かせ用図書等、子どもの読書活動の推進のために必要な資料の団体貸出を行います。

子どもの読書活動についての資料・推薦図書リストの作成・配布

○市町村立図書館と連携し、子どもの読書活動についての資料や推薦図書リスト等を作成し、配布します。

子どもの本と子どもの読書に関する情報の提供

¹⁷ 放課後の子どもの居場所を確保するために、文部科学省が設置を進めている。放課後や週末等におけるさまざまな体験活動や地域住民との交流活動が行われる。放課後児童クラブ（いわゆる学童保育）と連携した取組が行われることもある。

○地域での読書活動を充実させるため、読書活動に関する情報提供や助言、地域のボランティアの紹介等を行います。

(3) 関連する県の事業（地域）

- ◇子ども読書啓発活動用パンフレット作成（再掲）
- ◇親子で楽しむ読み聞かせ講座の開催（再掲）
- ◇子どもの読書普及の資料展示（再掲）
- ◇保護者を対象とした読み聞かせ講座の開催（再掲）
- ◇ホームページによる情報提供（再掲）
- ◇各種メディアを活用した情報提供（再掲）
- ◇「やまなし子どもの読書情報」の発行（再掲）
- ◇子どもの発達段階に応じたブックリスト等の作成・配布（再掲）
- ◇「やまなし子育てネット」への読み聞かせの本に関する情報提供（再掲）
- ◇子どもの読書に関する相談、レファレンス・サービスの実施（再掲）
- ◇子どもの読書オープンカレッジ（再掲）
- ◇子どもの読書指導者養成講座（再掲）
- ◇読書ボランティアバンク（再掲）
- ◇子どもの資料及び情報の整備・充実（再掲）
- ◇山梨県図書館情報ネットワークシステムの運営（再掲）
- ◇保護者を対象とした研修会の開催及び支援（再掲）
- ◇手話によるおはなし会の開催
 - ・特別支援学校や読書ボランティアと連携し、手話による絵本の読み聞かせやアニメーション等を通じたおはなし会を開催します。
- ◇外国語によるおはなし会の開催
 - ・読書ボランティアと連携し、外国語の絵本の読み聞かせと、その国の風土や文化、人々の暮らし等を紹介します。
- ◇団体貸出の実施
 - ・子どもの読書活動を推進する諸機関に対し、必要となる資料の団体貸出を実施します。
- ◇山梨県子ども読書活動推進会議の開催（再掲）

3 図書館における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進していくためには、子どもがいつでもどこでも本に親しむことができるよう、身近なところに読書のできる環境を整備していくことが必要です。図書館は、子どもが本と出会い、読書の楽しみを知ることのできる場所であり、また、本を通じてさまざまな知識を得ることの楽しさを知り、情報活用能力（情報リテラシー）を身に付けていく学びの場でもあります。さらに、保護者や大人にとっては、自ら子どもに読ませたい本を選んだり、子どもの読書活動について相談したりすることのできる場所でもあります。

図書館は、地域における読書活動や資料に関する専門機関として、子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たすことが期待されています。

【県立図書館】

(1) 県立図書館における子どもの読書活動の推進と役割

平成24年度に開館した新県立図書館は、充実した機能をもち、多くの県民に親しまれています。同館内に設置されている子ども読書支援センターは、県内の子どもの読書活動の推進を図る拠点としての役割を担っています。県立図書館そのものの機能の充実はもちろん、市町村立図書館や学校等への支援と連携、読書活動に関わる種々の情報発信、人材の育成、調査・研究、開発等を積極的に行います。引き続き、子どもの読書活動を推進し、支援する拠点として、子ども読書支援センターの機能の強化に努めていきます。

(2) 具体的な取組

県立図書館の役割を実現していくために、県及び県立図書館は、次のような取組を行います。

子どもの資料・情報の整備・充実

- 子どもの成長や発達段階に応じた絵本や図書、主要な児童文学賞受賞作品等、子どもの本を積極的に収集・提供します。
- 子どもの読書活動に関わる大人のため、児童文学作家の研究書をはじめ、子どもの本に関する研究書、子どもの読書活動に関する調査研究資料等を積極的に収集・提供します。
- 中学生・高校生世代の読書活動の推進のため、中学生・高校生向けの資料を積極的に収集します。
- 県内全ての地域において充実した読書環境を提供できるよう、市町村立図書館や公民館図書室等との県下全域でのネットワークを強化していきます。

おはなし会等の実施

- 子どもが読書に親しむ機会を提供するため、子どもの本の貸出の他に、おはなし会やブックトーク¹⁸の実施、子どもに薦めたい図書の展示等の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方の講習会等を実施します。

乳幼児へのサービスの提供

- おはなし会等を実施し、保護者に読書の大切さを伝える普及・啓発事業を行い、親子で読書に親しむ機会を提供します。

青少年へのサービスの提供

- 培ってきた読書習慣を継続的に維持できるよう、また、学習のための利用を資料等の利用になげられるよう、展示等を工夫し、学校図書館とも連携しながら情報発信を積極的に行います。

相談体制の整備・充実

- 子どもの読書活動に関する総合的な窓口として、県内の取組事例や子どもの本と子どもの読書に関する情報を収集し、関係機関や団体等との連携に努めます。

¹⁸ ひとつのテーマに従って、数冊の本を順序立てて紹介すること。紹介した本について、読書意欲を起こさせることを目的とする。

- 子どもの読書活動に関するレファレンス・サービス、読書相談を行います。相談の多い内容については「子どもの読書に関するQ&A」等を作成し、気軽に利用できる相談窓口の広報に努めます。
- 県内の市町村立図書館の要請に応じて、地域における子どもの読書活動推進の拠点としての図書館サービスや運営に関する助言を行い、県全体の子どもの読書活動の推進の向上に努めます。
- 図書館未設置町村に対して、子どもたちがより充実した図書館サービスを楽しむことができるよう、公民館図書室等の業務運営への支援・協力を努めます。
- 読書ボランティアからの読書活動に関する相談に応じます。
- 関係機関等の要望に応じて職員等を講師として派遣し、読書の大切さや本の選び方、本の紹介等の講座や実技を行うことを通して、子どもの読書活動の推進を支援します。

人材の育成

- 子どもの読書活動や子どもの本についての知識や理解を深め、子どもと本を結びつけるさまざまな実技や理論を学ぶ研修の機会を、保護者や諸機関の職員等に提供します。
- 子どもの読書活動を推進する中核となって活動できる人材の育成を目的に、専門研修を実施します。
- 読書の大切さや本の選び方、読み聞かせの方法等の研修会の講師として職員を派遣します。
- 子どもの読書活動に関する講座、研修会の開催を支援するために、講師の人材情報を紹介します。

障害のある子どもの読書活動

- 障害のある子どもの読書活動を支援するため施設面での配慮を行い、さわる絵本¹⁹や布の絵本²⁰、拡大写本²¹等の資料を充実させます。
- 障害のある子どもたちが豊かな読書活動を体験できるよう、障害の種類や程度に応じた支援を行います。
- 特別支援学校等と連携して、子どもの読書活動に関する情報交換や、年齢や障害の程度に応じた図書資料を収集・提供します。

在留外国人の子どもの読書活動

- 地域に在留する外国人の子どもたちが読書に親しむことができるよう、積極的に外国語資料を収集・提供します。
- 地域に在留する外国人の子どもたちのための図書館の利用案内、館内表示及び掲示を整備します。
- 在留外国人の子どもの読書活動支援を通して、多くの子どもたちが、多様な言語や価値観を持つ

¹⁹ 視覚障害児のために、布、ビニール、毛皮等の素材により、実物に似た形に切り抜いたものを貼り付け、感触によって鑑賞させることを目的につくられた絵本。

²⁰ 厚手の台布に絵の部分をアップリケし、マジックテープやスナップ、ボタン、ファスナー、紐で留めたり、外したり、結んだりできるようにし、絵本と遊具の性質を兼ね備えた図書。

²¹ 既に発行された図書を大きな文字に書き直して作成した本。文字を拡大することによって読むことが可能になる弱視者や高齢者に適している。

つ外国文化を理解するための読書環境づくりに努めます。

普及・啓発活動の推進

- 読書ボランティアやNPO等の民間団体等と連携し、親子読み聞かせ講座や資料紹介展示、「子ども読書の日」における子どものための読書推進イベント等を開催し、読書に親しむ機会の提供に努めます。
- NPOとの連携を通じて、子どもの読書活動の意義や重要性について広く理解を深める機会を提供します。

情報の提供

- 子どもの読書活動に役立つさまざまな情報や推薦図書等を、ホームページ、新聞、テレビ等を通じて積極的に提供します。
- 子どもの本に関連する県内外の取組事例や国・県の政策等、各種情報を盛り込んだ「やまなし子どもの読書情報」を発行します。
- 市町村立図書館、ボランティア団体等と協力し、子どもの発達段階に応じた推薦図書を紹介するブックリスト等を作成・配布します。
- 読み聞かせ、ブックトーク、ストーリーテリング²²、アニメーション等の研究を通じて開発した読書推進プログラム等の提供に努めます。
- 子どもの本とその研究書、子どもの読書活動、県内各地で活躍している読書ボランティア等の民間団体に関する情報を収集し、ホームページ、メディア等を通して積極的にその情報を提供します。

調査・研究、開発機能の強化

- 子どもの発達段階に応じ、読み聞かせ、ブックトーク、ストーリーテリング、アニメーション等の手法を活用した発達段階別の読書推進プログラムを研究・作成し、その成果を公開します。

学校等への支援

- 学校図書館への読書支援のための資料の収集・提供に努めます。
- 児童・生徒の学習支援、教員の教材研究支援のためのレファレンス・サービス、授業等で必要な資料の貸出、パスファインダー²³の作成を行います。
- 調べ学習のためのテーマ別リストやパスファインダーを作成・蓄積します。
- 小学生・中学生や高校生が調べ方を学べるようパスファインダーを提供します。
- 各関係機関と連携し、子どもの本、子どもの読書活動についての調査・研究を行い、その成果を公開し、報告書・リスト等を作成・配布します。
- 司書教諭や学校司書に対する研修、職場体験、インターンシップの受け入れ等を通して、学校の読書活動推進のための支援、連携・協力を努めます。

連携・協力体制の整備

²² 語り手が物語を覚えて、語り聞かせること。「おはなし」「素ばなし」とも言う。

²³ ある特定のテーマに関する資料・情報を探す手順を簡便にまとめたもの。

- 山梨県子ども読書活動推進会議において、各種事業への提案を求め、情報交換等を積極的に行います。
- 全県的な読書活動の推進をはかるため、幼稚園、保育所、認定こども園、学校図書館、児童館、公民館、読書ボランティア、NPO等の子どもの読書活動推進に関わる団体や関係機関と連携・協力します。
- 山梨県図書館情報ネットワークシステムを通じた相互貸借システム等、連携・協力体制の整備を図ります。
- 国立国会図書館、国際子ども図書館等、県内外の図書館との連携・協力を努めます。

市町村の子どもの読書活動推進計画策定への支援

- 市町村の子どもの読書活動推進計画策定に関する情報を提供する等、市町村の計画策定を支援します。

【市町村立図書館】

(1) 市町村立図書館における子どもの読書活動の推進と役割

市町村立図書館は、子どもたちが読書の楽しさを知ることができるよう、身近な読書環境を整え、読書活動を推進する中核としての役割を担っています。

そのためには、当該市町村内の子どもが、成長や発達等に応じて本と出会う機会が得られるよう、図書館資料の整備・充実を図ることが重要です。また、地域の学校や公民館、児童館等の関係機関及び読書ボランティア等の民間団体、地域住民と協働し、地域社会全体で子どもの読書活動を推進する諸活動が行われるよう積極的に支援していく必要があります。

県及び県立図書館は、市町村立図書館における子どもの読書活動が推進されるよう、支援します。

(2) 具体的な取組

市町村立図書館の役割を実現していくために、市町村及び市町村立図書館は、次のような取組を行うことが期待されます。

市町村立図書館の設置・整備・充実

- 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準²⁴」及び国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」に基づいて、市町村立図書館の設置・整備・充実を図ることが必要です。
- 住民に対して適切なサービスを提供するために、市町村立図書館の設置を推進するとともに、住民の生活圏、市町村立図書館の利用圏等を十分に考慮し、分館等の設置や移動図書館車の活用により、当該市町村の全域にサービスが行き渡るよう配慮することが期待されます。

専門的職員の養成や配置

- 図書館職員が、子どもの読書活動に関する専門的知識・技術を習得できるように研修を充実させるとともに、専門的職員の適切な配置や養成を図ることが期待されます。

²⁴ 平成13年に文部科学省が告示した望ましい公立図書館の基準。平成24年改正。

子どもの資料・情報の整備・充実

- 豊富で多様な図書資料等を計画的に整備することが期待されます。
- ホームページの公開、山梨県図書館情報ネットワークシステムを活用した図書資料の所在情報の提供等、インターネットを活用して情報化を推進することが期待されます。

おはなし会等の実施

- 子どもが読書に親しむ機会を提供するため、子どもの本の貸出の他に、読み聞かせやストーリーテリング、パネルシアター²⁵等を行うおはなし会やブックトークの実施、子どもに薦めたい図書の展示等の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方等の講習会等を実施することが期待されます。

乳幼児へのサービスの提供

- 子育て支援事業やブックスタート事業等と連携・協力しながら、保護者に読書の大切さを伝える普及・啓発事業を行い、親子で読書に親しむ機会を提供することが期待されます。

青少年へのサービスの提供

- 培ってきた読書習慣を継続的に維持することができるよう、年齢と子どもの興味関心に合わせて本を提示する等、サービスの工夫が期待されます。

障害のある子どもの読書活動

- 障害のある子どもの読書活動を支援するため施設面での配慮を行い、さわる絵本や布の絵本、拡大写本等の資料を充実させることが期待されます。また、病院や福祉施設、特別支援学校等と連携したサービスの充実が期待されます。

在留外国人の子どもの読書活動

- 在留外国人の子どもの読書活動を推進するため、外国語資料の収集・提供、利用案内の整備等サービスの充実が期待されます。

関係機関との連携

- 地方自治体内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、児童館、地域の読書活動推進団体・グループ、青少年団体等の関係団体、市町村保健センター、地域子育て支援センター等の関係機関と連携して子どもの読書活動を推進することが期待されます。
- 学校等の要望に応じて、職員等を講師として派遣し、読書の大切さや本の選び方、本の紹介等の講座や実技を行うことで、学校における読書活動の推進を支援することが期待されます。

読書ボランティア等の参加促進

- 子どもの読書活動を支援するため、必要な知識・技術等を有する者がボランティアとして参加できるように一層働きかけるとともに、ボランティア希望者への情報の提供や、養成のための研

²⁵ パネル布、またはフランネル地をベニヤ板等に張り付けて舞台をつくり、表現したいものを不織布で絵人形にし、パネルに貼ったり取ったりしながらおはなしを進めていく手法。

修を実施する条件を整える等の取組が期待されます。

子どもの読書活動推進計画の策定と見直し

○地域の実情を踏まえつつ、国や県の基本計画に基づいた子どもの読書活動推進計画を策定することが必要です。

○成果と課題をまとめ、次期推進計画策定への見通しを立てることが望まれます。

(3) 関連する県の事業（図書館）

- ◇子ども読書啓発活動用パンフレット作成（再掲）
- ◇親子で楽しむ読み聞かせ講座の開催（再掲）
- ◇子どもの読書普及の資料展示（再掲）
- ◇広報誌「e教育やまなし」への「家読」に関する情報の掲載（再掲）
- ◇保護者を対象とした読み聞かせ講座の開催（再掲）
- ◇ホームページによる情報提供（再掲）
- ◇各種メディアを活用した情報提供（再掲）
- ◇「やまなし子どもの読書情報」の発行（再掲）
- ◇子どもの発達段階に応じたブックリスト等の作成・配布（再掲）
- ◇「やまなし子育てネット」への読み聞かせの本に関する情報提供（再掲）
- ◇子どもの読書に関する相談、レファレンス・サービスの実施（再掲）
- ◇子どもの読書オープンカレッジ（再掲）
- ◇子どもの読書指導者養成講座（再掲）
- ◇読書ボランティアバンク（再掲）
- ◇子どもの資料及び情報の整備・充実（再掲）
- ◇山梨県図書館情報ネットワークシステムの運営（再掲）
- ◇保護者を対象とした研修会の開催及び支援（再掲）
- ◇県の広報番組での啓発活動（再掲）
- ◇手話によるおはなし会の開催（再掲）
- ◇外国語によるおはなし会の開催（再掲）
- ◇団体貸出の実施（再掲）
- ◇利用案内・館内表示及び掲示の整備
 - ・外国籍の子どもたちのための利用案内、館内表示及び掲示を整備します。
- ◇学校支援セットの貸出
 - ・学校における読書活動推進のため、調べ学習や朝の読書等に役立つ資料をテーマ毎にセットにして貸出します。
- ◇パスファインダーの作成と活用
 - ・調べ学習のためのテーマ別リストやパスファインダーを作成・蓄積します。
 - ・小学生・中学生や高校生が、調べ方を学べるようパスファインダーを提供します。
- ◇学校図書館を活用し、調べ学習の推進
 - ・学校図書館を利用した授業等での調べ学習を推進します。
- ◇子どもの発達段階に応じた読書推進プログラム等の研究、開発
 - ・発達段階別の読書推進プログラムを作成・研究し、その成果を公開します。

◇子どもの読書に関する統計及びアンケート調査の実施

- ・県内の子どもの読書活動を推進していく上で参考となる統計やアンケート調査を計画的に実施し、今後の取組に活用します。

◇山梨県子ども読書活動推進会議の開催（再掲）

◇図書館見学ツアーや職場体験、インターンシップ等の受入

- ・見学者やインターンシップの受け入れを通して読書活動の理解と普及を図り、加えて図書館の利用案内や活用法等の周知をします。

4 学校等における子どもの読書活動の推進

幼稚園、保育所、認定こども園、学校等の機関は、子どもたちが一日の多くの時間を過ごす場であり、また、教育が行われることから、子どもの読書活動に大きな影響を与えます。このことから、家庭、地域、諸機関と連携しながら、読書活動の基礎を培う場として、積極的に子どもの読書活動を推進していく必要があります。

【幼稚園、保育所、認定こども園等】

（1）幼稚園、保育所、認定こども園等における子どもの読書活動の推進と役割

幼稚園、保育所、認定こども園等は、乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育方針」（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されています。

幼稚園、保育所、認定こども園は、幼児期における読書活動推進の拠点です。語句や語彙力を身に付けるだけでなく、読書経験から読解力や想像力、感受性等を培い、将来の読書の基礎を育む働きを担っています。さらに読書の大切さについて大人が理解を深めるための講習会や情報交換の場としての役割が期待されています。

そのため、子どもや保護者が本に触れるさまざまな機会を提供し、読書の楽しさを知ることができるよう、読書活動に関わる情報を保護者等に伝えていくことが重要です。

（2）具体的な取組

幼稚園、保育所、認定こども園等の役割を実現していくために、県及び県立図書館は、次のような取組を推進します。

普及・啓発活動の推進

- 子どもが読書に親しむ機会を提供する活動を推進します。
- 子どもの発達段階や子どもの状況に応じて、本にふれる機会が増えるよう支援します。
- 市町村及び市町村立図書館と連携し、さまざまな機会を利用して、保護者に対して読み聞かせの大切さや読書活動の意義についての理解を図ります。

人材の育成

- 市町村立図書館と連携し、子どもの読書活動に関わる職員を対象に、子どもの読書活動や子どもの本についての知識や理解を深め、子どもと本を結びつけるさまざまな実技や理論を学ぶ研修を実施します。
- 市町村立図書館と連携し、子どもの読書活動を中核となって推進できる人材の育成を目的に、

研修を実施します。

○市町村及び市町村立図書館と連携し、ボランティアとして活躍する保護者等が、子どもの読書活動について学ぶ機会を提供します。

○求めに応じて研修会講師の派遣及び人材情報の提供を行います。

読書環境の充実

○市町村立図書館と連携し、各施設の図書室・図書コーナーの設置、図書の充実を支援します。

○読み聞かせ用図書等、子どもの読書活動の推進のために必要な資料の団体貸出を行います。

子どもの読書活動についての資料、推薦図書リストの作成・配布

○市町村立図書館と連携し、子どもの読書活動についての資料や推薦図書リスト等を作成し、配布します。

子どもの本と子どもの読書に関する情報の提供

○子どもの読書に関する情報提供や助言、地域の読書ボランティアの紹介等に努めます。

(3) 関連する県の事業（幼稚園、保育所、認定こども園等）

◇子ども読書啓発活動用パンフレット作成（再掲）

◇子どもの読書普及の資料展示（再掲）

◇保護者を対象とした読み聞かせ講座の開催（再掲）

◇ホームページによる情報提供（再掲）

◇各種メディアを活用した情報提供（再掲）

◇「やまなし子どもの読書情報」の発行（再掲）

◇子どもの発達段階に応じたブックリスト等の作成・配布（再掲）

◇「やまなし子育てネット」への読み聞かせの本に関する情報提供（再掲）

◇子どもの読書に関する相談、レファレンス・サービスの実施（再掲）

◇子どもの読書オープンカレッジ（再掲）

◇子どもの読書指導者養成講座（再掲）

◇読書ボランティアバンク（再掲）

◇子どもの資料及び情報の整備・充実（再掲）

◇山梨県図書館情報ネットワークシステムの運営（再掲）

◇保護者を対象とした研修会の開催及び支援（再掲）

◇県の広報番組での啓発活動（再掲）

◇手話によるおはなし会の開催（再掲）

◇外国語によるおはなし会の開催（再掲）

◇利用案内・館内表示及び掲示の整備（再掲）

◇団体貸出の実施（再掲）

◇子どもの発達段階に応じた読書推進プログラム等の研究、開発（再掲）

◇山梨県子ども読書活動推進会議の開催（再掲）

◇図書館見学ツアーや職場体験、インターンシップ等の受入（再掲）

【学校】

(1) 学校における子どもの読書活動の推進と役割

子どもの読書習慣を形成していくために学校が果たす役割は非常に大きいといえます。子どもたちが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を培っていくため、学校では、児童・生徒が自由に本を手に取り、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、発達の段階に応じた適切な支援をしていくことが大切です。

また、近年、言語活動（記録、要約、説明、論述、討論等）の活性化により確かな学力を形成していこうとする取組が広がっており、言語活動の基盤をつくる読書活動に期待するところがますます大きくなっています。

そこで、学校図書館を中心に、公立図書館やボランティア等と連携しながら、学習指導要領を踏まえた積極的な読書活動を、学校全体で推進していくことが必要です。また、司書教諭、学校司書と他の学校職員とが情報交換をする機会を設けることが大切になります。さらに、市町村、山梨県学校図書館教育研究会、山梨県高等学校教育研究会学校図書館部会等との連携も必要です。

学校には、教科の学習等を通じて児童・生徒の読書意欲を高めるとともに、児童・生徒が読書の楽しさと出会うことができる環境や機会を積極的につくり出すことで、生涯にわたる読書習慣の確立を図ることが期待されています。

学校図書館は、児童・生徒の自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童・生徒の自発的・主体的な学習活動を支援し、教育課程に寄与する「学習情報センター」としての機能を備え、学校教育の中核的な役割を担うことが求められています。

(2) 具体的な取組

学校の役割を実現していくために、県及び県立図書館は、次のような取組を行います。

学校図書館を活用した学校全体での取組の推進

- 学校図書館を中心に、学校全体で読書活動が推進されるよう、子どもの読書活動に関する情報の提供に努めます。
- 全校一斉読書（朝の読書等）や読み聞かせ等の活動が一層推進されるよう、推薦図書の紹介等を行います。
- 読書集会、読書目標づくり、読書記録の充実、読書交流、調べ学習を取り入れた授業を推奨するとともに、読書内容の充実を図り、不読者を減らす取組を紹介します。

学校図書館の整備・充実

- 市町村と協力し、学校図書館の計画的な整備を進めるとともに、蔵書の質的・量的な充実が図られるよう支援します。
- 障害の程度や年齢に応じた図書資料や読書活動に関する情報を収集・提供し、障害のある子どもが豊かな読書活動を実施できるよう支援します。
- 障害のある子どもの読書活動を推進するため施設面での配慮を行い、さわる絵本や布の絵本、拡大写本等の資料を充実できるよう支援します。
- 在留外国人の子どもの読書活動を推進するため、外国語資料の収集・提供、利用案内の整備等に取り組むことを支援します。

- 学校図書館の機能の充実を図り、多様な図書資料を活用した授業に取り組めるよう、図書資料の整備を支援します。
- 学校図書館をより有効に活用できるよう、引き続き司書教諭や学校司書の配置を進めるよう努めます。

人材の育成

- 市町村や市町村立図書館と連携し、保護者や地域の読書ボランティアのために、子どもの読書活動について学べるよう、研修の機会を提供します。
- 市町村及び市町村立図書館と連携し、司書教諭や学校司書及び教職員が子どもの読書活動や子どもの本についての知識や理解を深め、子どもと本を結びつけるためのさまざまな実技と理論を学べるよう、研修を実施します。
- 学校職員が子どもの読書活動を推進できるよう、研修を実施します。

(3) 関連する県の事業（学校）

- ◇子ども読書啓発活動用パンフレット（再掲）
- ◇親子で楽しむ読み聞かせ講座の開催（再掲）
- ◇子どもの読書普及の資料展示（再掲）
- ◇広報誌「e教育やまなし」への「家読」に関する情報の掲載（再掲）
- ◇保護者を対象とした読み聞かせ講座の開催（再掲）
- ◇ホームページによる情報提供（再掲）
- ◇各種メディアを活用した情報提供（再掲）
- ◇「やまなし子どもの読書情報」の発行（再掲）
- ◇子どもの発達段階に応じたブックリスト等の作成・配布（再掲）
- ◇「やまなし子育てネット」への読み聞かせの本に関する情報提供（再掲）
- ◇子どもの読書に関する相談、レファレンス・サービスの実施（再掲）
- ◇子どもの読書オープンカレッジ（再掲）
- ◇子どもの読書指導者養成講座（再掲）
- ◇読書ボランティアバンク（再掲）
- ◇子どもの資料及び情報の整備・充実（再掲）
- ◇山梨県図書館情報ネットワークシステムの運営（再掲）
- ◇保護者を対象とした研修会の開催及び支援（再掲）
- ◇手話によるおはなし会の開催（再掲）
- ◇外国語によるおはなし会の開催（再掲）
- ◇団体貸出の実施（再掲）
- ◇利用案内・館内表示及び掲示の整備（再掲）
- ◇学校支援セットの貸出（再掲）
- ◇パスファインダーの作成と活用（再掲）
- ◇学校図書館を活用した調べ学習の推進（再掲）
- ◇子どもの発達段階に応じた読書推進プログラム等の研究、開発（再掲）
- ◇子どもの読書に関する統計及びアンケート調査の実施（再掲）
- ◇山梨県子ども読書活動推進会議の開催（再掲）

◇図書館見学ツアーや職場体験、インターンシップ等の受入（再掲）

◇学校図書館情報システム推進事業

・県立高校の図書館データを共有化し、図書相互貸借を推進します。

◇学校図書館教育研修会

・教職員向けに、子どもの読書活動に関わる研修を行います。

◇文学館等における事業の開催

・県立文学館、県立博物館、県立考古博物館等において、子どもを対象とした参加型・体験型の教室を開催することにより、子どもたちに歴史や文学を身近に感じ、興味をもってもらい機会を提供します。

5 子どもの読書活動推進のための普及・啓発

（1）広報・啓発

子どもの自主的な読書活動を推進していくためには、家庭における保護者、学校における教職員等、子どもの身近にいる大人が読書に親しむ姿勢を示すとともに、子どもの読書活動の意義や重要性について理解していくことが必要です。

また、地域社会全体で子どもの読書活動を推進していくために、広く県民に対して子どもの読書活動についての理解を促すことが大切です。さらには、読書を通じた地域づくりも望まれます。

（2）各種情報の収集と提供

社会全体で子どもの読書活動を推進していくためには、子どもの読書活動に関する情報をいつでも、どこでも、だれでも利用できることが大切です。

多くの人々が、子どもの読書活動のさまざまな事業や取組等に関する情報に容易に接し活用できるようにすることで、広く県民の興味や関心を引き出すことが期待できます。さらに、子どもの読書活動に携わる人たちの意欲を高めることにもつながります。学校、公立図書館、民間団体、ボランティア等における、子どもの読書活動に携わる人たちのそれぞれの特色を生かして子どもの読書活動の推進に取り組むよう働きかけを行うとともに、その優れた取組を奨励し、広く紹介することが大切です。

（3）読書環境の整備

大人が日常生活において、読書活動に積極的に取り組むことは、子どもたちの読書習慣の形成に大きな役割を果たします。

子どもの読書活動を一層推進していくために、家庭や地域の大人が自ら読書に親しみ、読書活動の意義や重要性について理解及び関心が深まるよう、家庭、学校及び、地域、関係機関の連携のもと、社会全体で読書活動に取り組む環境を整備する必要があります。

（4）具体的な取組

公立図書館及び関係諸機関は、子どもの読書活動を普及・啓発するために、次のような取組を推進します。

「子ども読書の日」「こどもの読書週間」「読書週間」等における普及・啓発活動の推進

○「子ども読書の日」（4月23日）や「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）を通して、

子どもの読書活動についての関心が深まり、子どもが積極的に読書活動を行う意欲が促進されるよう、その理念にふさわしい事業を行うよう努めます。

子どもの読書活動に役立つ情報の提供

- 読み聞かせや親子読書等、家庭における読書活動に役立つ情報や関連イベント情報を、ホームページ等を通じて提供します。
- ホームページ、新聞、テレビ等を通して、推薦図書等を紹介します。
- 子どもの読書活動を地域づくりに生かすために、広く県民に対して子どもの読書活動の理解を促します。
- 子どもの本との出会いを支援するために、発達段階に応じたブックリストや読書案内パンフレットを作成・配布します。
- 子どもの読書活動の推進に関する先進的な取組や特色ある事例、連携・協力事例等を収集し、ホームページ等で積極的に紹介していくよう努めます。

調査の実施

- 子どもの読書活動に関する調査を行い、情報を提供するとともに、今後の取組に生かします。

県民の読書活動の推進

- 子どもを取り巻く県民の読書活動を推進するため、情報の提供、普及・啓発等の取組に努めます。

(5) 関連する県の事業（普及・啓発）

- ◇子ども読書啓発活動用パンフレット（再掲）
- ◇子どもの読書普及の資料展示（再掲）
- ◇広報誌「e教育やまなし」への「家読」に関する情報の掲載（再掲）
- ◇ホームページによる情報提供（再掲）
- ◇各種メディアを活用した情報提供（再掲）
- ◇「やまなし子どもの読書情報」の発行（再掲）
- ◇子どもの発達段階に応じたブックリスト等の作成・配布（再掲）
- ◇「やまなし子育てネット」への読み聞かせの本に関する情報提供（再掲）
- ◇子どもの読書に関する相談、レファレンス・サービスの実施（再掲）
- ◇子どもの読書オープンカレッジ（再掲）
- ◇子どもの読書指導者養成講座（再掲）
- ◇読書ボランティアバンク（再掲）
- ◇子どもの資料及び情報の整備・充実（再掲）
- ◇山梨県図書館情報ネットワークシステムの運営（再掲）
- ◇県の広報番組での啓発活動（再掲）
- ◇子どもの読書に関する統計及びアンケート調査の実施（再掲）
- ◇図書館見学ツアーや職場体験、インターンシップ等の受入（再掲）
- ◇文学館等における事業の開催（再掲）
- ◇やまなし読書活動促進事業
 - ・県民一人ひとりの読書への関心を高め、読書習慣を確立するため、「贈りたい本大賞」や「ピブリオバトル」、シンポジウムなどを実施します。

第4章 推進体制の整備

子どもの読書活動を効果的に推進していくためには、家庭、地域、学校、公立図書館、地方自治体、関係諸機関、民間団体等が、それぞれの役割を十分に果たしつつ、情報を共有し、連携・協力して社会全体で取り組んでいく必要があります。第2次実施計画期間中に子どもの読書活動の推進を図る拠点として、県立図書館に子ども読書支援センターが設置され、推進体制の整備は大きく進んできました。今後は、よりきめ細かく子どもの読書活動を推進していくために、次のような取組を進めていきます。

1 子ども読書支援センターの機能強化

子ども読書支援センターは、児童・青少年に対するサービスの充実はもとより、子どもの読書活動に携わる人や子どもの読書活動の推進を行う機関・団体を積極的に支援し、子どもの読書活動の推進を図る拠点としての役割を担ってきました。今後も引き続き、資料や情報の収集・提供、人材の育成、普及・啓発、関係機関・団体への支援・協力等により、子どもの読書活動の推進に取り組んでいきます。

2 諸機関の連携・協力の強化

(1) 公立図書館間の連携・協力

公立図書館は相互に連携し、協力し合うことで、より効果的に子どもの読書活動を推進することができます。県立図書館及び子ども読書支援センターが中心となり、市町村立図書館や公民館図書室等とのネットワークを強化し、県内全ての地域に充実した読書環境を提供できるよう取り組んでいきます。

(2) 公立図書館と諸機関との連携・協力

公立図書館が、学校、保育所、認定こども園、幼稚園、児童館、公民館、子育て支援センター、市町村保健センター等の諸機関と連携した取組を行うことにより、地域における子どもの読書活動がより効果的に推進されます。既に、これまでも、学校や児童館等への子どもの本の貸出や情報提供、研修の案内等を公立図書館を中心に行ってきましたが、今後は一層、相互の情報交換を進め、連携・協力を強化していきます。

(3) ボランティア、民間団体との連携・協力

読書ボランティアをはじめとする個人や民間団体の活動も、子どもの読書活動を支える大きな役割を果たしています。これらの成果をさらに大きくしていくために、公立図書館だけではなく、学校や児童館、公民館といった機関との連携・協力が重要になっています。そのために、ボランティアバンクの活用を一層充実させたり、ネットワークづくりを進める事業を行ったりする等、自治体や公立図書館が中心となって連携を推進し、社会全体で子どもの読書活動が推進されるよう体制を整えていきます。また、ボランティアや民間団体への情報提供や、ボランティア養成のための研修の実施等にも取り組みます。

3 市町村における推進体制の整備と支援

市町村や市町村立図書館は、子どもの読書活動を地域毎にきめ細かく支えていく上で、中心となる重要な役割を担っています。県内の市町村立図書館は、その整備が進みつつあり、図書館設置率は、全国的にもトップレベルにあります。しかし、まだまだ地域差があることは否めません。今後も地域の実情を踏まえながら、全ての子どもたちに豊かな読書活動の場が与えられるよう公立図書館等の整備を進めていく必要があります。

また、子どもの読書活動を確実に推進していくためには、市町村毎の「子どもの読書活動推進計画」を策定していくことが必要です。国の第三次基本計画では、市部で100%、町村部で70%以上の策定率を目標に掲げています。市町村には国や県の計画を基本とした子どもの読書活動推進計画の策定に向けて積極的に取り組むことが求められます。県は、策定のための支援と情報提供を丁寧に行っていきます。

4 計画の進行管理

県は、この第3次実施計画が、着実かつ効果的に推進されていくために、学識経験者、公立図書館関係者、学校関係者、読書活動推進団体関係者等で組織する「山梨県子ども読書活動推進会議」を開催し、施策の進行管理を行います。推進会議は、原則として毎年開催し、調査による目標達成状況等の把握を行い、成果と課題を把握し、改善策を検討します。また、その状況についてホームページ等で公表していきます。

5 数値目標

第3次実施計画期間中に達成が期待される数値目標を設定します。

項 目		平成27年	平成33年
①図書室・図書館の非利用率 (全く利用しない人の割合)	小学校	22.9%	14%
	中学校	41.6%	25%
②不読率 (平日、学校の授業以外で読書 をしない人の割合)	小学校	17.5%	11%
	中学校	29.2%	18%
③高校における図書館の授業利用時間 (全高校の平均値)		118時間	※120時間
④市町村ブックスタート実施率		74.1%	82%
⑤小中学校におけるボランティア活用率		55.6%	62%
⑥市町村の推進計画策定率		44.4%	60%

※の数値は平成30年度の数値

典拠資料

- ①・②は「全国学力学習状況調査」(文部科学省)
- ③は「学校図書館白書」(山梨県高等学校教育研究会学校図書館部会)
- ④は「山梨県の図書館2015－山梨県図書館白書－」(山梨県立図書館、山梨県公共図書館協会)
- ⑤は「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)
- ⑥は「都道府県及び市町村における子どもの読書活動推進計画の策定状況について」(文部科学省)

【関連する県の事業一覧】

1 子ども読書啓発活動用パンフレット作成

- ・読み聞かせやおはなし会等の実践に役立つ具体的なノウハウをまとめたガイドブックを作成・配布します。

2 親子で楽しむ読み聞かせ講座の開催

- ・読書ボランティアや民間団体等と連携し、定期的に親子で読書活動に親しむ機会の提供に努めます。

3 子どもの読書普及の資料展示

- ・子どもの読書活動について、関心と理解を深めるとともに、子どもの読書意欲を高めるために、「子ども読書の日」「こどもの読書週間」等に資料展示等を開催します。

4 広報誌「e教育やまなし」への「家読」に関する情報の掲載

- ・山梨県の広報誌「e教育やまなし」に「家読」に関する情報を掲載します。

5 保護者を対象とした読み聞かせ講座の開催

- ・読書ボランティアや民間団体等と連携し、家庭における読み聞かせや、読書の時間の持ち方等について紹介する講座を開催します。

6 ホームページによる情報提供

- ・図書館で行われる子ども向けの読書イベントやおはなし会、保護者向けの講座、子どもの本の紹介等、家庭における子どもの読書活動に役立つ情報を提供します。
- ・県内外の子どもの読書活動に関する動きや、特色ある取組、子どもの本やイベント情報等、さまざまな情報を、ホームページを通じて積極的に発信します。
- ・子どもが図書館に興味を持ち、身近な学校図書館や地域の図書館の利用につながるよう、キッズページや中学生・高校生向けのウェブページを設け、本や読書、図書館に関する情報を発信します。

7 各種メディアを活用した情報提供

- ・新聞、ラジオ、子育て支援誌等への読書推進記事、絵本等の紹介を行います。

8 「やまなし子どもの読書情報」の発行

- ・子どもの読書に関連する県内外の取組事例や国・自治体の政策等、各種情報を盛り込んだ「やまなし子どもの読書情報」を発行します。

9 子どもの発達段階に応じたブックリスト等の作成・配布

- ・市町村立図書館、ボランティア団体等と協力し、子どもの発達段階に応じた推薦図書を紹介するブックリスト等を作成・配布します。

10 「やまなし子育てネット」への読み聞かせの本に関する情報提供

- ・子育てを支援する「やまなし子育てネット」を通して、読み聞かせの本に関する情報を提供します。

11 子どもの読書に関する相談、レファレンス・サービスの実施

- ・子どもの読書や子どもの本に関する質問に対し、個々のケースに合わせ対応する窓口を設け、相談に応じます。
- ・子どもの読書に関する質問をまとめ、「子どもの読書に関するQ&A」としてホームページ等で紹介します。

12 子どもの読書オープンカレッジ

- ・子どもの読書活動推進に携わる人々の技術の向上を目的とし、子どもの成長や読書に関する基礎知識、実技について学ぶ入門講座として、山梨大学との連携事業として実施します。

13 子どもの読書指導者養成講座

- ・子どもの読書活動を推進する中核となって活動できる人材の育成を目的に、専門研修を開催します。

14 読書ボランティアバンク

- ・県内の子どもの読書活動に関係するボランティア、読書団体の活動内容や連絡先を紹介します。

15 子どもの資料及び情報の整備・充実

- ・子どもの成長や発達段階に応じた、絵本や子どもの本等を積極的に収集し提供します。
- ・子どもの本に関する研究書、子どもの読書を推進するための資料を積極的に収集・提供します。
- ・各施設の図書室・図書コーナーの図書の充実を促し、必要に応じて団体貸出等による資料の貸出を行います。

16 山梨県図書館情報ネットワークシステムの運営

- ・県立図書館や県内市町村立図書館等の所蔵資料の書誌データを集積した総合目録データベースを構築し、インターネット上からも図書資料の所在情報を提供します。

17 保護者を対象とした研修会の開催及び支援

- ・学校等で読み聞かせボランティアとして関わる保護者に、子どもの読書について学ぶ機会を提供し、支援します。

18 県の広報番組での啓発活動

- ・家庭教育推進事業における幼児教育テレビ番組等の県の広報番組等を通じて、子どもの読書の重要性を伝えていきます。

19 手話によるおはなし会の開催

- ・特別支援学校や読書ボランティアと連携し、手話による絵本の読み聞かせやアニメーション等を通じたおはなし会を開催します。

20 外国語によるおはなし会の開催

- ・読書ボランティアと連携し、外国語の絵本の読み聞かせと、その国の風土や文化、人々の暮らし等を紹介します。

21 団体貸出の実施

- ・子どもの読書活動を推進する諸機関に対し、必要となる資料の団体貸出を実施します。

22 利用案内・館内表示及び掲示の整備

- ・外国籍の子どもたちのための利用案内、館内表示及び掲示を整備します。

23 学校支援セットの貸出

- ・学校における読書活動推進のため、調べ学習や朝の読書等に役立つ資料をテーマ毎にセットにして貸出します。

24 パスファインダーの作成と活用

- ・調べ学習のためのテーマ別リストやパスファインダーを作成・蓄積します。
- ・小学生・中学生や高校生が、調べ方を学べるようパスファインダーを提供します。

25 学校図書館を活用した調べ学習の推進

- ・学校図書館を利用し、授業等での調べ学習を推進します。

- 26 **子どもの発達段階に応じた読書推進プログラム等の研究、開発**
- ・発達段階別の読書推進プログラムを作成・研究し、その成果を公開します。
- 27 **子どもの読書に関する統計及びアンケート調査の実施**
- ・県内の子どもの読書活動を推進していく上で参考となる統計やアンケート調査を計画的に実施し、今後の取組に活用します。
- 28 **山梨県子ども読書活動推進会議の開催**
- ・第3次実施計画を実現するため、山梨県子ども読書活動推進会議を設置・開催し、子どもの読書活動の推進体制の検討、子どもの読書活動推進に関わる諸機関の連携の促進、子どもの読書活動推進に関する調査・研究、子どもの読書活動推進に関する情報交換などを行います。
- 29 **図書館見学ツアーや職場体験、インターンシップ等の受入**
- ・見学者やインターンシップの受け入れを通して読書活動の理解と普及を図り、加えて図書館の利用案内や活用法等の周知をします。
- 30 **学校図書館情報システム推進事業**
- ・県立高校の図書館データを共有化し、図書相互貸借を推進します。
- 31 **学校図書館教育研修会**
- ・教職員向けに、子どもの読書活動に関わる研修を行います。
- 32 **文学館等における事業の開催**
- ・県立文学館、県立博物館、県立考古博物館等において、子どもを対象とした参加型・体験型の教室を開催することにより、子どもたちに歴史や文学を身近に感じ、興味をもってもらえる機会を提供します。
- 33 **やまなし読書活動促進事業**
- ・県民一人ひとりの読書への関心を高め、読書習慣を確立するため、「贈りたい本大賞」や「ビブリオバトル」、シンポジウムなどを実施します。

第3次山梨県子ども読書活動推進実施計画体系図

